江 東 区

目　　　次

資　　料

Ⅰ　江東区地域防災計画（概要版）

江東区地域防災計画

1　計画の方針

1．江東区地域防災計画の目的

江東区地域防災計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき作成する、江東区の地域に係る総合的な災害対策計画です。区民の生命、身体及び財産を災害から守るため、区や関係機関、区民、事業所が果たすべき責務と役割を定めています。

2．計画の策定

江東区地域防災計画は、区民や関係機関の意見を取り入れながら、江東区防災会議が作成しています。

＜江東区防災会議（委員 53 名）会長:江東区長＞

江東区、国土交通省、東京海上保安部、陸上自衛隊、東京都（建設局、港湾局、水道局、下水道局、交通局）、警視庁、東京消防庁、消防団、NTT 東日本、東京電力、東京ガス、東日本旅客鉄道、日本通運、首都高速道路、東京地下鉄、トラック協会、医師会、歯科医師会、災害協力隊代表、学識経験者（区議会議員ほか)

3．計画の前提

① 震災

江東区の震災対策の前提となっている被害想定は､平成 24 年 4 月に東京都より公表された｢首都直下地震等による東京の被害想定｣のうち､被害が最大となる次の地震 (P. 4 に記載) であり、東日本大震災を踏まえた被害想定となっています。今後も、国や都から被害想定が公表された際は、その内容を十分に検証し、計画の修正等、必要な対応を迅速に行います。

② 風水害

江東区は水害を被りやすいまちであり、過去多くの風水害による被害を受け、その損害は甚大なものでした。しかし、外郭堤防の完成を始め、内部河川及び運河護岸の整備、下水道の整備、地盤沈下防止対策事業等の充実など水害に強いまちづくりが進んでいます。

江東区の風水害対策の計画策定に当たっては、近年において比較的被害の大きかった台風及び集中豪雨の被害状況を検証するとともに、多発する都市型水害に対処するため、平成 12 年の東海豪雨をもとにした浸水予想区域図を基本に据えて対策を進めています。また､都市部では、短時間に局地的に降雨量が増大するいわゆる「ゲリラ豪雨」といわれる集中豪雨も多発しており、事前予測が困難なことや短時間で急激に河川が増水することから、災害対応が非常に難しくなっているため､近年の全国各地で発生した豪雨災害についても､引き続き検証が必要です。

2　江東区の地勢

江東区は､東京都東部のいわゆる江東デルタ地帯に位置し､災害に弱い地域といわれています。それは、江東デルタ地帯が沖積層という軟弱地盤におおわれているからです。地盤も低く内部河川が多いことも弱点となっています。江東区がこのような地理的条件におかれていることを理解し、防災に関しての知識を深めておくことが大切です。

○震災被害想定総括表

区分		項目	値	単位
条件		想定地震	東京湾北部地震	
		規模	マグニチュード7.3	
		江東区内の震度	震度６強（約99.3%） 震度７　　（約0.5%） 震度６弱　（約0.1%）	
		時期及び時刻	冬の夕方18時	
		風速	8m（／秒）	
人的被害	死者	死者（合計）※1	449	人
		ゆれによる建物全壊	365	人
		地震火災	82	人
		ブロック塀	3	人
		落下物	0	人
	負傷者	負傷者（合計）	10,164	人
		（うち重傷者）	1,654	人
		ゆれによる建物全壊	9,699	人
		地震火災	349	人
		ブロック塀	94	人
		落下物	22	人
物的被害		建物被害（合計）※2	11,007	棟
		ゆれ・液状化による建物全壊	8,010	棟
		地震火災（焼失）	3,536	棟
	ライフライン	電力施設（停電率）	43.4	%
		通信施設（不通率）	7.6	%
		ガス施設（供給停止率）	34.1～100.0	%
		上水道施設（断水率）	76.5	%
		下水道施設（被害率）	27.9	%
その他の想定項目		帰宅困難者	178,078	人
		避難者（うち避難生活者）	233,762（151,945）	人
		閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数	440	台
		災害時要援護者死者数	204	人
		自力脱出困難者	6,201 ※3	人
		震災廃棄物	275	万t

※1　小数点以下の四捨五入により合計は合わないことがある。
※2　ゆれ・液状化による建物全壊と地震火災による焼失の重複を除去しているため、原因別の被害の合算値とは一致しない。
※3　最多となるのは、冬の朝5時発生を想定した7,107人。

○最大津波高（満潮位・地殻変動考慮）

想 定 地 震	規　模	水門閉鎖時	水門開放時
東京湾北部地震	マグニチュード7.3	1.75m	1.75m
元禄型関東地震	マグニチュード8.2	2.55m	2.40m

※ 津波高は全て海抜（T.P.）表示。

３　江東区の減災目標

区は、平成 24 年 4 月に公表された東京都の被害想定に基づき、新たな減災目標を定め、防災対策を推進しています。目標の前提となる被害想定は、東京湾北部地震（冬の夕方 18 時、風速 8m／秒）のケースであり、揺れや火災による死者、避難者、倒壊や焼失による建築物の全壊棟数をそれぞれ減少させることを目標としています。

減災の取組みにあたっては、行政機関のみならず、地域と協力して防災対策に積極的に参加し、区民の「自助」、「共助」の意識を高め、災害協力隊（自主防災組織）、消防団等の地域防災力の向上を図ります。なお、この減災目標は、10 年以内に達成することを目標としています。

目標１　死者を約 6 割減少させる

被害想定		目　標
建物全壊や地震火災等を原因とする最大死者数449人	約 280 人減	約170人（約6割減）

目標２　避難者を約 4 割減少させる

被害想定		目　標
住宅の倒壊や火災による避難者約23.4万人	約 10 万人減	約13万人（約4割減）

目標３　建築物の全壊・焼失棟数を約 6 割減少させる

被害想定		目　標
ゆれ・液状化等による建物全壊や地震火災による焼失11,546棟	約 7,600 棟減	約3,900棟（約6割減）

＜目標を達成するための主な対策＞

(1) 江東区耐震改修促進計画に基づく民間建築物耐震促進事業（P.21 参照）
- ・民間建築物の耐震診断・耐震改修費用の助成
- ・老朽建築物の除却費用の助成

(2) 家具類の転倒・落下・移動防止対策
- ・高齢者・障害者世帯への家具転倒防止器具取付事業（P.23 参照）
- ・家具転倒防止器具等の防災用品あっせん事業（P.33 参照）

(3) 救出・救護体制の強化
- ・災害協力隊の結成推進、防災カルテ等の作成支援、防災訓練及び救命講習等の実施

(4) 防災まちづくり対策
- ・江東区都市計画マスタープランの推進

(5) 消防力の充実・強化
- ・初期消火活動強化のためのスタンドパイプ等の整備、消防団への入団促進

(6) 区民や事業所の火災対応力の強化
- ・火気使用設備・器具の安全化、住宅用火災警報器の設置推進

(7) 情報伝達体制の充実
- ・防災無線拡声子局の増設、区民への情報伝達手段の多様化

江東区の災害対策

1　区、区民、関係機関等の責務と連携

総合的な防災対策は、区及び東京都や消防などの関係機関、そして区民や事業者が一体となって進めていくことが必要です。

政府、東京都、警察、消防、自衛隊

他の自治体との相互応援協定

○　23 特別区
　　（墨田区とは別途個別の協定も有）
○　埼玉県秩父市
○　栃木県大田原市
○　静岡県沼津市

民間企業・団体との協定（P. 30参照）

○　水、食料、燃料の補給
○　物資輸送　○　し尿処理
○　医療救護、動物救護
○　道路障害物撤去　○　広報
○　避難所施設の提供
○　救助活動の補助

江　東　区　の　責　務

「公助」…自助・共助をバックアップするため公的機関によって行われる支援

○　消防など関係機関と連携し、避難指示、勧告、誘導を行うとともに被災者の救出救護、行方不明者の捜索を行います。
○　災害対策本部を設置し、災害応急対策に努めます。
○　被災情報を調査し、防災無線等を通じて必要な情報を区民に提供します。
○　避難所に救護所を設置し、救護活動を行います。
○　水や食料等の生活必需品を提供します。
○　道路の障害物の除去、応急復旧を行います。
○　住宅の応急危険度判定を行います。
○　衛生監視、防疫活動、メンタルヘルスケア活動を行います。
○　応急物資等の輸送及び配分を行います。
○　り災証明書の発行、義援金の配分を行います。

区　民　の　責　務

「自助」…自分の生命財産は自分で守る
「共助」…自分たちのまちは自分たちで守る

○　各自で災害に備えましょう。
　　建物の耐震性・耐火性の確保
　　家具の転倒防止、初期消火の準備
　　火災警報器の設置、家族での避難場所確認
　　最低3日分の水・食料等の備蓄
○　隣近所の救出救護に参加し、協力して地域の復興を行いましょう。
○　自発的に防火・防災訓練に参加しましょう。

事　業　者　の　責　務

○　社会的責任を自覚し、災害の防止に最大の努力をしましょう。
○　顧客、従業員、周辺住民及び施設設備の安全確保に努めましょう。
○　日頃から、災害対策活動の実施等、周辺住民との連携及び協力に努めましょう。
○　区やその他の行政機関が実施する防災対策事業に協力しましょう。
○　企業内で備蓄を行い、帰宅困難者を発生させないようにしましょう。

２　安全な都市づくりの実現

１．建築物の耐震化

江東区の公共施設の耐震診断を行うとともに、避難所となる区立小中学校等については計画的に耐震補強工事を行い、平成 21 年度に完了しました。

また、マンション等の民間建築物についても、耐震診断や耐震補強工事の助成等を行い、総合的に建築物の耐震化に取り組んでいます（P.21 参照）。

２．液状化対策の強化

液状化被害発生の危険性がある箇所について、区民への情報提供等、適切な対策を講じてまいります。また、公共建築物等の工事をする際は、建物の強化や地盤を改良する方法を採用する等、公共建築物の液状化対策を促進します。

３　ライフライン等の確保

水道、下水道、電気、ガス、電信電話等の都市施設を災害から防護し、また、災害発生の場合は速やかに応急復旧を行い、社会公共施設としての機能を維持することに努めます。

１．上水道施設応急対策計画（都水道局）

首都中枢機関、災害拠点病院等の復旧を最優先とし、送配水幹線、配水本管、配水小管の順に復旧を進め、給水の再開に努めます。

２．下水道施設応急対策計画（都下水道局）

都災害対策本部の非常配備体制に基づき職員の配置を行い、下水道施設の被害に対し、迅速に応急復旧活動を行います。

３．電気施設応急対策計画（東京電力）

応急工事の実施に当たっては、原則的に人命に関わる箇所、復旧対策の中枢となる行政諸機関、避難所を優先する等、災害状況や各施設の被害復旧の難易度などを勘案すると共に、関係する行政諸機関とも連絡を取りながら工事を実施します。

４．ガス施設応急対策計画（東京ガス）

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施します。また、二次災害の発生防止に万全を期すとともに、対策要員の安全衛生についても十分配慮して実施します。

５．通信設備応急対策計画（NTT東日本）

① 災害用伝言ダイヤル「171」の運用

安否確認等の電話が集中することで重要通信の疎通に影響を及ぼさないよう災害用伝言ダイヤル「171」サービスを提供するとともに、ホームページやマスコミを通じてサービス提供開始の周知を行います。

② 特設公衆電話の設置

指定された避難所の運用が開始された場合、特設公衆電話を避難者のために開放します。

③ 広域停電時の公衆電話無料化

災害救助法の適用される規模の災害が発生し、かつ、広域停電が発生している場合、被害の状況により公衆電話の無料化を行います（ただし、国内通信に限る）。

６．復旧活動拠点の確保

ライフライン復旧のための活動拠点については、各事業者が自ら確保することが基本ですが、全国からの応援により人員・資機材の数が膨大になるため、都は、広域応援を受け入れるライフライン復旧活動拠点として東京二十三区清掃一部事務組合の清掃工場（区内：新江東清掃工場、有明清掃工場）及び都立公園（区内：木場公園）を指定するとともに、若洲ゴルフリンクス、東京ビッグサイト及び白鬚東地区を候補地として確保しています。

４　津波等対策

平成24年4月に公表された東京都の被害想定によれば、江東区においては元禄型関東地震による津波が最大の高さとなり、最大約2.55ｍと算出されています。本区を囲む外郭堤防は4.466ｍ～6.866ｍの高さを有しているため、津波による人的被害は出ないと考えられています。

しかし、最大級の地震動により、現在の想定を超える浸水被害の発生も考えられるため、津波警報等の情報収集・伝達体制の強化や避難スペースの拡充等の対策を推進しています。

１．津波警報等の伝達及び避難誘導

津波警報・注意報等の伝達手段は、防災行政無線だけでなく、一斉情報配信システム、テレビ、ラジオ、エリアメール、こうとう安全安心メール、全国瞬時警報システム（J-ALERT)、広報車等のあらゆる手段を活用し、迅速かつ正確な情報伝達を行います。また、状況に応じ、水辺から離れた堅牢な建物（公共施設等）の3階以上に避難するよう誘導します。

２．水害時安心協定の締結

万が一、東京湾内湾に大津波警報等が発表された場合、区民が一時的に避難できるスペースを確保するため、また、東日本大震災以降、想定を超える津波被害に不安を抱く区民等に安心を提供するため、区は、民間企業や集合住宅の管理組合と「津波等の水害時における一時避難施設としての使用に関する安心協定」を締結しています。

（※平成26年7月現在で約22万人分を確保）

５　情報通信の確保

災害発生時の区民への情報伝達は、防災行政無線、緊急速報メール、一斉情報配信システム、区ホームページ、こうとう安全安心メール、防災関連ツイッター、CATV、コミュニティFM、広報車、災害協力隊及び災害情報連絡員による連絡など、あらゆる方法を活用します。また、新たな通信手段による情報伝達の多様化を図ってまいります。

６　医療救護等対策

災害時における医療救護活動は、区民の生命と身体を守るために極めて重要です。

区は、都、医師会、歯科医師会などと密接な連携をとりながら、被災者の救護に万全を期するために、医療情報の収集伝達に努めるとともに、初期医療体制、負傷者の搬送体制を定めています。

１．各機関の役割

医療救護活動における各機関の役割は下記のとおりです。

機関の名称	活動内容
区	区災害医療コーディネーターの助言のもと、医師会、歯科医師会、薬剤師会等の協力を得て医療救護活動を行う。医療救護班等を派遣するときや、区の対応能力のみでは十分でないと認められるときは、地域災害医療コーディネーター及びその他関係機関に協力を要請する。
医師会	区との協定に基づき、区からの医療救護班の派遣要請があったときは、医療救護班を出動させ、医療救護活動を行う。
歯科医師会	区との協定に基づき、区からの歯科医療救護班の派遣要請があったときは、歯科医療救護班を出動させ、歯科医療救護活動を行う。
薬剤師会	区との協定に基づき、区からの薬剤師班の派遣要請があったときは、薬剤師班を出動させ、医療救護班の医師等とともに医療救護活動を行う。
柔道整復師会	区との協定に基づき、区からの応急救護の実施要請があったときは、指定の場所に参集し、医師の指示のもとに活動を行う。
都福祉保健局	区から医療救護班等の派遣及び医薬品等の供給要請があったときは、速やかに都医療救護班の派遣や必要な医薬品等の供給を行う。
東京消防庁 (第七消防方面本部) (深川・城東両消防署)	都又は区から医療救護所の活動に関する要請があったときは、可能な範囲で救急隊を派遣し、下記の内容を支援する。 被災直後の救助救出に伴う医療救護活動については、必要に応じて東京 DMAT(都災害医療派遣チーム)と連携して行う。 1．傷病者の収容先医療機関の選定　　2．後方医療施設への搬送 3．傷病者の応急処置
陸上自衛隊	都から要請があったときは、可能な範囲で隊員を派遣し、下記の内容を支援する。 1．傷病者の救出活動　　2．傷病者の輸送等　　3．診察・防疫等の支援 4．人員及び物資の緊急輸送　　5．その他

２．負傷者への措置

災害時には、建物の倒壊による下敷き、看板、窓ガラス等の落下、火災などにより多くの負傷者が発生することが予想されます。負傷者が発生した場合は、地域で協力し、傷口の消毒や止血などの応急手当を行い、負傷の程度に合わせた適切な処置が必要です。

＜災害時医療救護の流れ＞
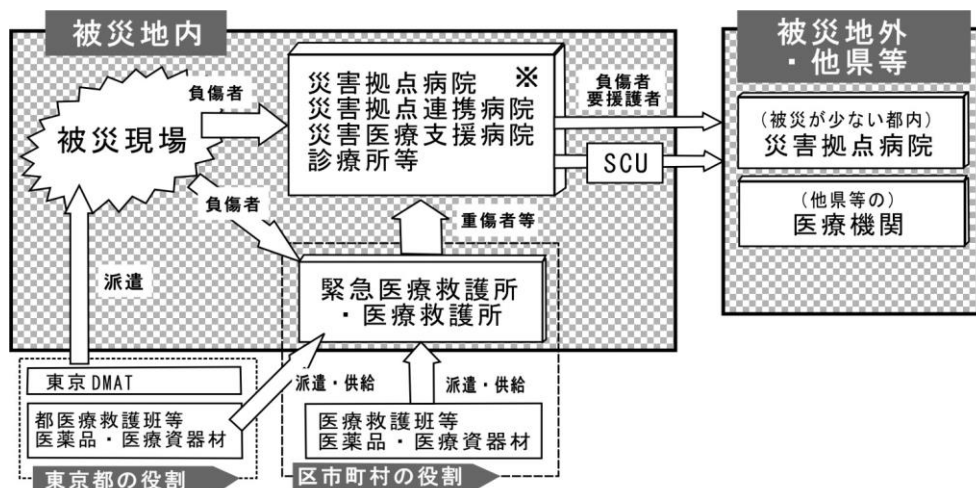
※ 災害拠点病院は主に重症者を、災害拠点連携病院は主に中等症者を受入れる。
災害医療支援病院は、専門医療や慢性疾患への対応、その他医療救護活動を行う。

３．救護所の設置

区は、災害の状況により医療救護の必要がある場合は、医師会との協定に基づき、医療救護班の派遣を要請します。医療救護班は、拠点避難所（区立小中学校）や保健所・保健相談所、災害現場等に区が設置する救護所において医療救護活動を行います。

超急性期（発災から72時間）は、医療救護班が病院の近くの区立小中学校に緊急医療救護所を開設しトリアージを行い、軽傷者はその場で治療、中等症者や重症者は応急処置を行った後、災害拠点連携病院又は災害拠点病院に搬送します。（緊急医療救護所等はP.49　資料4参照）

７　帰宅困難者対策

区には、事業所・学校・集客施設などに、通勤・通学等で他県や周辺区から流入している外出者が多数滞在しています。そのため、大規模地震等で交通機能が停止した場合、多くの帰宅困難者が発生し、社会の混乱を招くことが予想されます。しかし、帰宅困難者対策は、区だけでの対応には限界があるため、都や他区とも連携し、事業者や外出者、学校にも協力を求めて対策を推進しています。

１．帰宅困難者対策条例の周知

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、首都圏において約515万人の帰宅困難者が発生しました。大量の帰宅困難者が発生した背景としては、「むやみに移動を開始しない」という基本方針が守られなかったことや、事業所等が早期帰宅を促したことが要因であったことが明らかになっています。区は、一斉帰宅の抑制により社会的混乱を防止するため、「東京都帰宅困難者対策条例（平成25年4月施行）」の内容を周知しています。

＜東京都帰宅困難者対策条例の概要＞

○ 「むやみに移動を開始しない」一斉帰宅の抑制
○ 従業員の3日分の水・食料等備蓄の努力義務化
○ 駅、大規模集客施設等の利用者保護の努力義務化
○ 学校等における児童・生徒等の安全確保の努力義務化

２．帰宅困難者の推計

江東区内の主要駅での１日の乗降客数は、乗り継ぎで JR 亀戸駅、新木場駅、地下鉄門前仲町駅、豊洲駅等が多く、また、乗り継ぎなしでは地下鉄東陽町駅が一番多くなっています。

＜帰宅困難者の想定数＞

江東区	178,078 人
東京都	5,166,126 人

３．都の対策

① 東京都帰宅困難者対策条例の周知徹底

平成 25 年 4 月から施行された東京都帰宅困難者対策条例について、ホームページやパンフレットの配付等により、普及啓発を図っています。

② 災害時帰宅支援ステーションによる支援

災害時帰宅支援ステーションとは、徒歩帰宅者に水道水やトイレの提供、道路情報や避難情報の提供等を行い、帰宅を支援する施設です。都では、全都立学校を帰宅支援ステーションに指定し、学校との連絡手段を確保しています。

また、都を含む九都県市は、コンビニエンスストア、ファーストフード、ファミリーレストラン等、合わせて約 17,000 店舗と帰宅支援ステーションに関する協定を締結しているほか、都独自でもガソリンスタンド約 1,200 店舗と同様の協定を締結しています。

４．区の対策

① 一時滞在施設の確保

駅周辺の滞留者や外出者のうち、帰宅が困難な者に対して、帰宅が可能になるまで滞在する一時滞在施設を確保する必要があります。区は、施設の提供に関して、民間企業等の協力を得るため、国や都と連携し、施設管理者の負担軽減策等を検討します。

② 駅周辺での混乱防止

発災時の駅周辺の混乱防止のために、駅構内の乗降客や駅周辺の滞留者等に対して誘導場所等の必要な情報を提供します。また、一時滞在施設や屋外オープンスペース等を誘導場所として確保し、各機関と連携して駅周辺の滞留者を誘導します。

５．事業者等への普及啓発

区は、事業者に対し、「組織は組織で対応する」ことを基本とし、事業者等の役割として以下のことを推進するよう啓発しています。

・従業員や顧客のために最低３日分の水、食料、生活必需品等を備蓄する。さらに、震災の長期化や共助の取組みとして周辺の帰宅困難者を受け入れることも視野に入れ、10％程度余分に備蓄することも検討する。

・従業員等の施設内待機に係る計画を作成し、事業所防災計画や事業継続計画（BCP）に反映させておく。

・可能な範囲で地域の応急対策活動に参加する。

・来所者に対しても従業員に準じて施設内等の安全な場所で待機させ、飲料水やトイレ等の提供を行う。

＜帰宅困難者心得 10 か条＞

① あわてず騒がず、状況確認
② 携帯ラジオをポケットに
③ つくっておこう帰宅地図
④ ロッカー開けたらスニーカー（防災グッズ）
⑤ 机の中にチョコやキャラメル（簡易食料）
⑥ 事前に家族で話し合い（連絡手段、集合場所）
⑦ 安否確認、災害用伝言ダイヤル等や遠くの親戚
⑧ 歩いて帰る訓練を
⑨ 季節に応じた冷暖準備（携帯カイロやタオルなど）
⑩ 声を掛け合い、助け合おう

８　避難者対策

災害が発生した時や災害の発生が予想される時に迅速かつ円滑に避難するには、直接個人で避難するより、まず近くにある公園や学校の校庭などの広場に集合し、そこから災害協力隊などを中心として、集団で避難することが大切です。避難の考え方は下の図のとおりです。
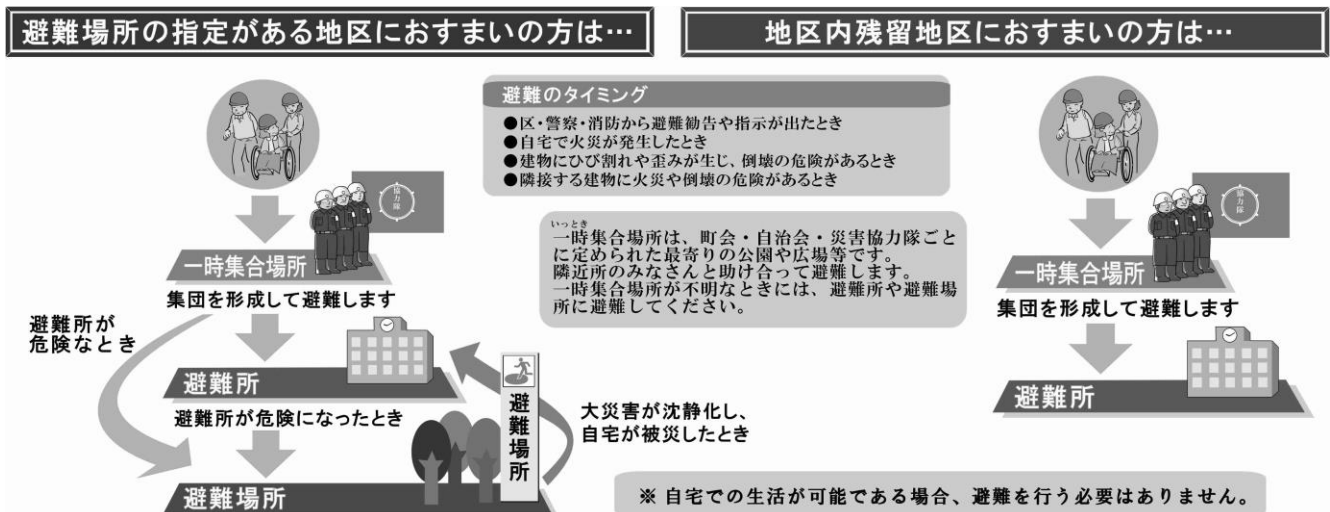
１．一時集合場所

避難する際の混乱の発生を防止するため、避難場所又は避難所に至る前に一時的に集合する中継地点であり、町会、自治会ごとにあらかじめ近くにある公園、児童遊園、学校校庭、広場などを指定しています。

２．避難場所と地区内残留地区（P.45　資料1参照）

① 避難場所

震災時の延焼火災から区民の生命を守るために必要な面積を有する大規模な公園や団地、大学などのオープンスペースをいい、東京都が「東京都震災対策条例」の規定に基づいて指定しています。

② 地区内残留地区

地区の不燃化が進んでいるため、火災が発生しても延焼火災のおそれがなく、地区内の近い距離（一区画程度）に退避すれば安全が確保でき、広域的な避難をする必要がない区域として東京都が指定しています。

３．避難所

地震等により住居等を喪失した者又は現に被害を受ける可能性のある者を一時的に受け入れ、食料・居住等の生活を確保する施設であり、次の施設が被害状況や被災の程度に応じて、順次開設されます。

① 区立小中学校　② 都立高校　③ 公共施設　④ 民間施設

区内の避難所数（P.47　資料２参照）

施設	箇所数	合計
小学校	67 箇所	193 箇所
中学校		
都立高校	8 箇所	
公共施設	108 箇所	
民間施設	10 箇所	

区立小中学校を「拠点避難所」としています。拠点避難所は避難者の受け入れのほか、防災無線（移動系）が配備されており、応急医療活動、情報提供、在宅被災者のケア（食料・水・生活物資の配給等）の拠点となります。区内で避難所を開設する場合は、拠点避難所が最初に開設されます。拠点避難所ごとに災害協力隊の割り当てを指定し、各災害協力隊は指定された学校を活動の拠点とします。

４．避難行動要支援者対策

避難行動要支援者とは、高齢者や障害者等のうち、災害発生時に自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する方のことです。

区では、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うために、避難行動要支援者名簿を作成し、地域住民や災害協力隊等の協力を得ながら、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難誘導体制の整備を図ります。

５．ペット対策

災害時には、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることも予想されます。しかし、避難所には動物が苦手な人もいますので、ペットについては敷地内の特定の場所に「動物避難場所」を設け、管理を行います。飼い主は日頃から、避難所に連れて行く時の食料、ケージ等の用意やしつけをしておくことが大切です。

区では、防災訓練等において、様々な啓発活動を行っています。

また、東京都獣医師会江東支部と「災害時における動物救護活動についての協定」を締結しています。

９　備蓄計画

１．備蓄物資

災害救助法が適用されると、食料や生活必需品等の応急物資は東京都から支給されることとな

っていますが、災害救助法を適用するに至らない小規模な災害や、東京都の支給が間に合わない緊急の場合に対処するため、区では計画的に備蓄しています（P.54　資料7参照）。避難所で求められる物資は、時間の経過とともに変化することや、高齢者、障害者、女性、こどもなど、避難者のニーズは多種多様であることにも留意します。

ただし、必要備蓄量の算出に当たっては、都の被害想定における区の最大避難所生活者数約15.2万人を基準としているため、区では各家庭での備蓄を促す啓発を推進しています。

＜各種倉庫及び格納庫＞

① 防災倉庫

災害時における食料品、衣類等の応急物資や災害復旧資機材等の保管庫として、区内21箇所に設置しています。この倉庫は災害で住居・家財等に被害を受け、日常生活に支障をきたしている被災者に対する応急物資の集積基地としての役割を果たすものです。

② 学校備蓄倉庫

避難所となる全ての区立小中学校に、被災者への迅速な物資支給を目的として設置されているもので、クラッカー、アルファ化米等の食料品、毛布、ポケットティッシュ等の生活必需品を備蓄しています。平成26年7月現在、68箇所に設置されています。（全ての区立小中学校及び旧第三大島中学校、旧南砂西小学校）

③ 災害応急物資格納庫

避難所運営で使用する資機材を保管するために、全ての区立小中学校に設置し、発電機、ろ水機等の資機材やアルミ皿等の生活必需品を備蓄しています。

２．給水施設

① 飲料水

災害時においては、「給水所」「応急給水槽」を給水拠点とした応急給水が行われます。

給水拠点での都と区の役割分担は、以下のとおりです。（P.56　資料8参照）

ア．給水所では、都が応急給水に必要な資器材等の設置を行い、区は区民等への応急給水を行います。

イ．応急給水槽では、区が応急給水に必要な資器材等の設置及び区民等への応急給水を行います。被災者への応急給水は、災害協力隊の方々などの協力をいただき、実施します。
　また、東京都は災害時における飲料水の給水基準について、最低限1人1日3ℓと計画していますので、区においても準ずることとしています。

② 生活用水

震災時に万が一、上水道管が破損した場合には、都の給水施設に確保された水は貴重な飲料水となります。

そこで、洗濯用水等の生活用水を供給するため、区は「ろ水機」を小中学校に配備しています。このろ水機は、1時間に最大で1,700ℓのろ過能力を備えており、学校のプールや消防用貯水槽の水のろ過に使用します。

１０　放射性物質対策

区は、放射性物質等による影響が生じた場合、円滑かつ的確に対応できる体制を整備し、都や関係機関等との連携を図り、放射線量や放射性物質の測定・査定を実施するとともに、その内容や結果を

公表します。また、都の放射能対策チームが実施するモニタリング等により得られた情報の提供を行います。

１１　住宅対策

１．被災建築物の応急危険度判定

発災後、区は応急危険度判定実施本部を設置し、都の防災ボランティア判定員を活用して速やかに被災建築物等に対する応急危険度判定を実施します。

応急危険度判定は、余震等による建築物の倒壊や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒等の危険性を判定し、二次災害の発生を防止することを目的としています。

その調査結果は、「危険」「要注意」「調査済」の３種類のステッカーにより、建築物の出入口等の見やすい場所に表示し、当該建築物の利用者・居住者・歩行者等に周知を図るものとしています。
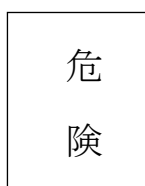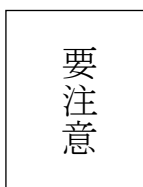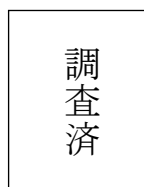
２．被災住宅の応急修理

都及び区は、災害のため住家が半焼又は半壊し、自己の資力で応急修理のできない方に対して、居室、便所、台所、屋根等、日常生活に欠くことのできない部分について、居住に必要な最小限の応急修理を行います。

３．応急仮設住宅の供給

都及び区は、災害のため住家が倒壊や焼失又は破損し、居住する住居を得られない方に対し、応急仮設住宅を設置し、提供します。

応急仮設住宅の建設予定地は、区立公園 16 箇所、都立公園 2 箇所の計 18 箇所となっていますが、災害時の状況によっては隣接区等が所有する空地及び既設公園等適当な場所を選定することがあります。
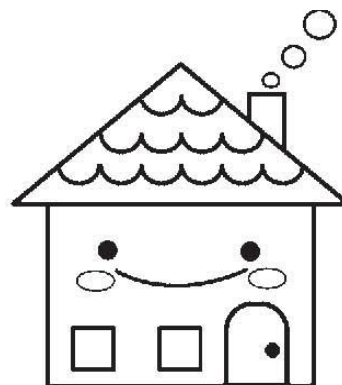
１２　ごみ・し尿・がれきの処理

震災・風水害等の災害により、ごみやがれきが大量に発生します。区は、ごみ・し尿・がれき等を関係機関との連携のもとに迅速に処理し、被災地の環境の維持回復を図ります。

１．ごみの処理計画

区は災害が発生した場合、排出されたごみを迅速に処理し環境保全を図ります。また、避難所や被災家屋等から排出されるごみ処理についても、災害状況に応じた処理計画を策定し、速やかに処理を行います。

２．し尿の処理計画

① 水を確保することによって、下水道機能を確保します。

② 上記の対策と併せ、仮設トイレ等を使用します。なお、貯留したし尿は原則として下水道施設（水再生センター、指定マンホール）への投入により処理します。

３．がれきの処理

震災による建物の焼失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等について、区は関係機関との連携を図り、迅速な処理に努めます。また、区域におけるがれき処理推進体制を整備するとともに、がれきの再利用に努めます。

１３　り災証明書の発行

り災証明とは、自然災害等により住家などが破損した場合、その程度を基準に基づき判定し、証明するものです。この証明は、保険の請求や税の減免などの手続きに必要とされます。また、大規模災害が発生した場合に行われる各種救援措置も、このり災判定により行われます。り災証明書の発行は、区が行います。

なお、火災による焼損状況の調査等に基づいたり災証明書は、消防署が発行します。

１４　生活再建のための制度等

区及び関係機関では、災害により被害を受けた方が速やかに自立・再建できるよう、以下の支援策を実施します。

① り災者に対する生活相談及び法律相談

② 被災者生活再建支援金の支給

自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯のうち、経済的理由等によって、自立して生活を再建することが困難な方に対し、支援金を支給します。

③ 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給

自然災害により死亡した方の遺族に対して災害弔慰金を支給し、精神又は身体に著しい障害を受けた方に対して災害障害見舞金を支給します。

④ 各種資金の貸付け及び区税の納税緩和措置

風水害対策

1　風水害に対する計画

江東区は全域が低地帯に属しています。城東地区は特に低く、そのほとんどは干潮面下のため、雨水の自然放流は全くできない地帯で、東京都下水道局は、降雨強度 50 ㎜／h 程度の降雨に対処するため、施設の整備拡充を進め、区内の 4 ポンプ所で、城東地区の雨水排水を行っています。さらに、既設ポンプ所及び管の改良・更新を行い、雨水氾濫に対して十分な能力を発揮するように努めています。

臨海・港湾地区では分流式下水道のため、雨水は自然流下で河川、海へ排水されます。

また、近年、局地的・短時間に多量の雨が降るいわゆる「ゲリラ豪雨」といわれる水害が都市部で増えています。予測が困難なうえに、想定を超えた多量の雨が降るため、下水道の処理能力（降雨強度 50 ㎜／h 程度）を超えてしまい、道路冠水や地下への浸水を引き起こします。

日頃から、家の周りの排水や止水対策、避難場所の確認などを行い、水害から身を守りましょう。

2　水防計画

水防計画は、河川法、災害対策基本法、水防法及び東京都水防計画の趣旨に基づき作成し、江東区地域防災計画の一環として作成されています。洪水、高潮、津波による水害を警戒し、防御し、これによる被害を軽減する目的をもって区管内各河川、海岸等に対する水防上必要事項について、その実施の大綱を定めています。

なお、河川防災対策については、P.24 のとおり整備を行っています。

3　高潮対策

江東区は、荒川や利根川の河口に発達した沖積三角州に立地し、比較的水深の浅い東京湾の最奥部に位置しているため、これまで高潮により数多く浸水被害を受けてきました。その後、高潮対策事業の推進により台風や地震による水害に耐えられる街になりつつあります。

1．臨海部外郭堤防及び内部護岸、河川部外郭堤防の整備（都港湾局、建設局）

江東区の荒川河口右岸から大田区羽田にいたる臨海部に、外郭防潮堤防（約 37 ㎞）、水門（19 基）、排水機場からなる外郭防潮ラインを造り上げ、台風や異常潮位による高潮から区民の生命と財産を守っています。

内部護岸についても、液状化対策を考慮した耐震補強を行っており、地震防災緊急事業五箇年計画（平成 18～22 年度）で耐震対策を完了し、一層の安全性の向上を図っています。

河川部外郭堤防についても整備が終わっています。

2．高潮対策内水排除（都港湾局、建設局、下水道局）

台風襲来により異常高潮の発生が予測される場合、水門を閉鎖します。この際に降雨があるとき、防潮堤内にあるポンプによって雨水を河川運河に排水しますが、多量の降雨があったときは、河川運河の水位が上昇し、輪中堤内の陸地に水が逆流します。これを防止するため、さらに防潮堤外に排出するものです。

復興計画

区内に大規模な震災が発生した場合、復興方針を速やかに策定し、区民生活の安定と回復を図ります。そのためには、区民、事業者、区が協働して、震災復興事業を推進しなければなりません。

１．江東区震災復興マニュアル

阪神・淡路大震災の経験から、震災後の復興の進め方について、準備可能な部分については、あらかじめ適切な対応を検討する必要があることが明らかになりました。

区では、「江東区震災復興マニュアル」を作成し、復興に向けて取り組むべき業務や行動手順を定めました。

２．江東区震災復興事業の推進に関する条例

区では、被災した市街地を円滑に復興するため、平成 25 年 3 月に「江東区震災復興事業の推進に関する条例」を制定しました。

この条例では、復興本部の設置や、被害状況による復興対象地区の指定、復興対象地区内での建築行為の届出等を規定しています。

東海地震事前対策

東海地震は周年で起きるため、発生していないのに名前が付いています。以前に起きた安政東海地震（1854 年）から約 150 年間も大地震が発生していないため、相当なエネルギーが蓄積されていることから、いつ大地震が発生してもおかしくないといわれています。

１．地震予知情報及び警戒宣言

東海地震が発生するおそれがあると認められた場合には、内閣総理大臣により警戒宣言が発令され、それに伴い気象庁により東海地震予知情報が発表されます。

２．区民の皆さんが取るべき措置ー冷静な対応が必要ー

東海地震の場合、江東区においては震度 5 弱程度と予想されることから、地震防災対策強化地域ではありません。しかし、壁の崩壊やブロック塀等の倒壊、落下物、家具類の転倒などによる被害が予想されますので、これらへの事前の対策が必要になります。

また、東海地震では、注意情報や警戒宣言が発令された場合のパニックが懸念されます。東海地震に対しては、必ずしも直ちに避難しなくてもよいことを十分理解し、落ち着いた行動が必要になります。区や都、消防・警察から出される情報や指示に十分留意してください。

Ⅱ　江東区防災対策の現況

区は、災害に強いまちづくりを目指して防災拠点や避難所の確保、内部河川の整備を進める一方、応急物資の確保、民間防災組織の拡充などの防災対策を推進しています。

１．区民を災害から守るための事業及び計画

(1) 江東区耐震改修促進計画における耐震改修等助成事業

江東区耐震改修促進計画（平成 20 年 3 月策定）に基づき、木造・非木造民間建築物の耐震化を進めるために、診断、設計及び改修工事費の一部助成を行っています。

<table>
<tr><th>建築物の種類</th><th>助成区分</th><th>助成割合</th><th>助成限度額</th></tr>
<tr><td rowspan="3">戸建て木造住宅</td><td>一次診断</td><td colspan="2">耐震診断士派遣（無料）</td></tr>
<tr><td>二次診断・補強計画</td><td>1／1</td><td>10 万円</td></tr>
<tr><td>耐震補強工事</td><td>1／2</td><td>150 万円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">戸建て非木造住宅</td><td>耐震診断</td><td>2／3</td><td>100 万円</td></tr>
<tr><td>耐震設計</td><td>2／3</td><td>100 万円</td></tr>
<tr><td>耐震補強工事</td><td>2／3</td><td>200 万円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">分譲・賃貸マンション</td><td>耐震診断</td><td>1／2</td><td>150 万円</td></tr>
<tr><td>耐震設計</td><td>1／2</td><td>150 万円</td></tr>
<tr><td>耐震改修工事</td><td>1／2</td><td>1,000 万円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">民間特定建築物（※1）</td><td>耐震診断</td><td>1／2</td><td>150 万円</td></tr>
<tr><td>耐震設計</td><td>1／2</td><td>150 万円</td></tr>
<tr><td>耐震改修工事</td><td>1／2</td><td>1,000 万円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">緊急輸送道路沿道建築物（※2）</td><td>耐震診断</td><td>2／3</td><td>200 万円</td></tr>
<tr><td>耐震設計</td><td>2／3</td><td>200 万円</td></tr>
<tr><td>耐震改修工事</td><td>2／3</td><td>2,000 万円</td></tr>
<tr><td rowspan="4">特定緊急輸送道路沿道建築物（※3）</td><td>耐震診断</td><td colspan="2" rowspan="4">建築物の規模により異なります</td></tr>
<tr><td>耐震設計</td></tr>
<tr><td>耐震改修工事</td></tr>
<tr><td>除却・建替え</td></tr>
</table>

※1　民間特定建築物とは、学校や病院等で多数の方が利用する一定規模以上の民間建築物です。

※2　緊急輸送道路沿道建築物とは、江東区耐震改修促進計画において指定された道路に面し、地震により倒壊した場合にその道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難にする恐れがある一定の高さ以上の建築物です。なお、助成額は建築物の規模により異なりますので、お問い合わせください。

※3　特定緊急輸送道路沿道建築物とは、緊急輸送道路のうち、特に沿道建築物の耐震強化が必要と東京都が指定した路線の沿道にある一定の高さ以上の建築物です。平成 23 年 4 月から東京都の条例により、対象建築物の耐震診断が義務化されました。

・助成の対象となる建築物は、昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された建築物です。
・申請者が企業の場合は、中小企業に限ります。
・マンション等耐震化に対する相談を希望する方には、無料で耐震化アドバイザーを派遣します。

(2) 老朽建築物除却助成事業

老朽度の高い住宅等について、除却することにより建替えを誘導し、市街地の不燃化及び耐震化を図ることを目的とした助成制度です。

- 助成対象となる建築物は、昭和 45 年以前に着工された専用住宅、併用住宅、共同住宅又は長屋で、構造が木造又は木造と鉄骨造による混構造です。
- 助成対象者は、対象建築物の所有者(個人に限り、共有者の場合は代表者。住民税の滞納がないこと。)
- 助成金額は、50 万円（除却工事に要する費用の 1/2 以内）を上限とします。

(3) 不燃化特区事業

区では、災害時に火災等の危険性が高い北砂三・四・五丁目（三丁目の一部、四丁目、五丁目の一部）を対象に、「燃えない・燃え広がらないまち」をめざし、東京都「木密地域不燃化 10 年プロジェクト不燃化推進特定整備地区（不燃化特区）制度」を活用して、不燃化特区事業を実施しています。（実施期間は、平成 26 年 7 月 1 日～平成 33 年 3 月末日）

建築物の不燃化建替えの促進等により、平成 32 年度までに特区内において市街地の延焼による焼失率がほぼ 0%に近づくとされる不燃領域率 70%を目標とし、その達成をめざすとともに、居住環境の改善を図っていきます。

〔事業内容〕

・積極的働きかけ

事業	適用等
戸別訪問	木造及び防火造の建築物の所有者を対象に実施
不燃化相談ステーションの開設・運営	特区内に不燃化相談ステーションを開設し、相談員が平日・休日とも常駐して建替え等の相談に対応
相談会の開催	不燃化相談ステーションにおいて相談会を開催し、土地家屋等を専門とする士業が個別相談に対応

・建替え等の促進

事業	適用等
不燃化建替えの促進	木造・防火構造の建築物を耐火構造・準耐火構造の建築物に建替えた場合に、除却費・設計費・監理費の一部を助成 ※助成額は、最高 300 万円 （そのほか、固定資産税・都市計画税の減免あり）
老朽建築物の除却	老朽建築物を除却した場合に除却費を助成 ※助成額は、最高 210 万円 （除却後の更地について固定資産税・都市計画税の減免あり）
共同化の促進	共同事業化による建替えの場合に支援

・居住環境の改善

事業	適用等
小規模公園の整備	適地が確保できた場合に小規模公園を整備
行き止まり道路・未接道敷地の解消	防災上の必要性と合意形成など諸条件が整った場合に行き止まり道路や未接道敷地の解消を推進

(4) 細街路拡幅整備事業

住環境に必要な採光・風通しなどの確保、災害時の避難や円滑な災害復旧活動が行えるよう、建物の建替え時等を契機として、幅員4m未満の道路を土地所有者等の協力（承諾）を得て、区が道路の拡幅整備を行うことにより、建築基準法に定められた幅員4mの道路を確保し、「安全で快適な住環境づくり」を進めるものです。

(5) 家具転倒防止器具取付事業

区では、高齢者世帯や重度心身障害者の世帯に対して、家具転倒防止器具の取付けを行っています。申込方法等は、下記の問合先にご相談ください。

［器具の取付け］ たんす、食器棚など3点まで

［対　象　者］

・高齢者の世帯	65歳以上のひとり暮らし又は高齢者のみの世帯
・重度心身障害者の世帯	身体障害者手帳1級・2級、愛の手帳1度・2度・3度の方がいる世帯で、転倒防止器具の取付けが困難な世帯（障害者のみの世帯又は同居の家族がおおむね65歳以上の高齢者の世帯等）

［申込・問合先］

・高齢者の世帯	高齢者支援課在宅福祉係
・重度心身障害者の世帯	障害者支援課相談第一・第二係（身体障害者手帳） 相談第三係（愛の手帳）

(6) 防災ベッド設置費用助成事業

高齢者等が就寝中に地震に襲われて住宅が倒壊しても、安全な空間を確保し、金属製のフレーム等でベッドの上部を覆う「防災ベッド」の設置を促進するため、設置に要する費用の一部を助成します。申込方法等は、下記の問合先にご相談ください。

［助　成　額］ 費用の9割（限度額27万円）

［対　象　者］

・高齢者の世帯	65歳以上のひとり暮らし又は高齢者のみの世帯
・重度身体障害者の世帯	身体障害者手帳1・2級をお持ちの方で、障害者のみの世帯又は障害者と高齢者のみの世帯

［申込・問合先］

・高齢者の世帯	高齢者支援課在宅福祉係
・重度身体障害者の世帯	障害者支援課相談第一・第二係

(7) 都市計画道路の整備

都市計画道路の整備は、円滑な都市交通の実現のみでなく、災害時における避難路の確保と緊急車両等の活動を容易にします。

また、整備された都市計画道路は、火災時には、遮断帯として機能するなど都市防災の強化に結びつきますので、引き続き安全快適な居住環境の整備に努めていきます。

江東区で都市計画道路となっているのは、国道、都道及び区道のうちの主要な道路ですが、平成26年3月末日現在の整備状況は、総延長94.9㎞のうち完成及び概成は87.6㎞（92.3%）、事業中は4.5km（4.7%）、未整備は2.8km（3.0%）となっています。

東京都と特別区では、平成 15 年度に区部における都市計画道路の第三次事業化計画を策定し、平成 27 年度までに優先的に整備する路線として 208 区間、延長約 133km が選定されました。本区の対象路線は、放射 32 号線（四ツ目通り）、環状 2 号線（晴海運河）、補助 144 号線（新砂～夢の島）、補助 144 号線（番所橋通り）、補助 315 号線（東雲運河）、補助 199 号線、補助 115 号線の 7 路線で、延長は 4.1 ㎞です。

現在、区内で事業中の主な路線は、以下のとおりです。

・補助 115 号線	亀戸一丁目～大島二丁目	ℓ ＝490m
・放射 29 号線支線 1・補助 144 号線	東砂八丁目～東砂六丁目	ℓ ＝685m
・環状 3 号線支線 1・2	塩浜二丁目～枝川一丁目	ℓ ＝350m
・放射 32 号線（四ツ目通り）	東陽三丁目～東陽五丁目	ℓ ＝470m

なお、有明・豊洲地区における環状 2 号線の整備も進められています。

(8) 河川防災

江東区に係る河川は、荒川については国、隅田川については都がそれぞれ管理し、内部河川については、大規模な改修を都、維持補修については区と、都区が役割を分担して管理しています。

都が行う耐震護岸整備の対象河川は、小名木川（扇橋閘門以西）、大横川、平久川及び仙台堀川の一部と大横川南支川、大島川西支川、越中島川の 7 河川です。内水位低下河川は、小名木川（扇橋閘門以東）、旧中川、北十間川、横十間川の 4 河川です。

昭和 46 年に、建設大臣の諮問機関である「江東防災総合委員会」の提言に基づき、都は「江東内部河川整備計画」を策定し、事業を着手しました。その内容は、江東区を東西両地区に分け、地盤の比較的高く河川の利用も多い西側地区については、強固な構造の耐震護岸を整備し、地盤が低く河川の利用の少ない東側地区については、常に水位を低く設定する内水位低下方式で整備するものです。また、豪雨時の雨水の排水又は一時貯留の機能を河川に持たせるものとし、その効用の少ない河川については埋立暗渠化河川として位置づけており、江東区では、親水公園として整備しました。

この「江東内部河川整備計画」は、主として震災時の護岸崩壊による水害の防止を目的としたものですが、江東防災総合委員会の提言に沿って、避難経路や消防水利としての利用など総合防災の視点からの整備も考慮したものとなっています。このほか荒川では、防災用緊急物資輸送路の整備や緊急用船着場、荒川ロックゲートが国土交通省により設置されました。

また、東日本大震災を踏まえ、都は平成 24 年 12 月に「東部低地帯の河川整備計画」を策定しました。この整備計画に従い、最大級の地震が発生した場合においても、各施設が機能を保持し、津波等による浸水を防止することを目的に、平成 33 年度までの完了に向けて施設の耐震・耐水対策を進めています。

(9) 橋梁整備計画

区内の橋梁は、国道橋 6 橋、都道橋 39 橋、港湾局管理橋 10 橋、及び区道橋が 83 橋あります。区道橋については、非常災害時の避難路を確保する事と災害復旧に支障を来さないため、橋梁耐力度調査等の結果に基づいて、昭和 46 年度から現在までに 65 橋 (※) の新設、架替、改修工事を完了しています。

平成 26 年度は、三石橋、平野橋、三島橋が架替工事中です。

※　平成 25 年度までに新設、架替、改修工事を完了した区道橋（65 橋）

新扇橋．大島橋．三島橋．雲雀橋．浜園橋．越中島橋．崎川橋．竪川人道橋．巴橋．猿江橋．東深川橋．新高橋．万年橋．砂島橋（新設）．清水橋．三石橋．小松橋．大栄橋．東富橋．鶴歩橋．西深川橋．福寿橋．亀久橋．白妙橋．清川橋．千砂橋．木場橋．大横橋．海砂橋．琴平橋．関口橋．豊木橋．石浜橋．新砂橋．暁橋．尾高橋．平久橋．南開橋．石島橋．清澄橋．漣橋（新設）．ふれあい橋（新設）．平成橋（新設）．亀小橋（新設）．小名木川クローバー橋（新設）．辰巳桜橋（新設）．時雨橋．辰巳橋．東陽橋（新設）．しおかぜ橋（新設）．松永橋．千石橋．逆井橋．東千石橋．虹の大橋（新設）．あゆみ橋（新設）．新田橋．亥之堀橋．枝川橋．越中島連絡橋．千田橋．西洲崎橋．塩の道橋（新設）．豊洲橋．九重橋

（10）生垣等緑化助成

区では、みどり豊かで快適なまちづくりを推進するため、道路に接する民有地のブロック塀や万年塀を生垣や植栽に改修したり、フェンス緑化を設置することを奨励し、工事費の一部を助成しています。

生垣は倒壊の心配もなく、災害時の安全な避難路の確保に大変効果的です。

〔助成の要件〕

①　工事着工前の申請が必要です。

②　生垣等をつくる場所が公道、又は公共の用に供されている私道に接していること。
　　ただし、前面の道路幅が、4m以上又は道路の中心線から2m後退していること。

③　江東区の緑化指導の対象とならない物件であること。

④　分譲若しくは売買を目的とした物件でないこと。

⑤　既存塀の撤去については、撤去部分の緑化した部分に限り、助成の対象となります。

※その他詳細は、土木部管理課CIG推進係までお問い合わせください。

〔助成内容〕

<table>
<tr><th>工事種別</th><th>助成対象経費</th><th colspan="2">1m当たりの助成上限額</th><th>助成限度額</th></tr>
<tr><td rowspan="2">生垣緑化工事</td><td rowspan="2">延長100mを上限とした生垣緑化工事費</td><td>道路と生垣との間に遮蔽物がない場合</td><td>1m 当たり16,000円</td><td rowspan="5">合計で200万円</td></tr>
<tr><td>道路と生垣との間に遮蔽物がある場合</td><td>1m 当たり8,000円</td></tr>
<tr><td>植樹帯緑化工事</td><td>延長100mを上限とした植樹帯緑化工事費</td><td colspan="2">1m当たり16,000円</td></tr>
<tr><td>ブロック塀等の取壊し工事</td><td>生垣緑化又は植樹帯緑化に伴うブロック塀等の撤去工事費</td><td colspan="2">1m当たり8,000円</td></tr>
<tr><td>フェンスの設置工事</td><td>生垣緑化又は植樹帯緑化に伴うフェンスの設置工事費</td><td colspan="2">1m当たり8,000円</td></tr>
<tr><td>フェンス緑化工事</td><td>延長100mを上限としたフェンス緑化工事費</td><td colspan="2">1m当たり2,000円</td><td>20万円</td></tr>
</table>

（11）江東区防災センター

本庁舎に隣接する江東区防災センターは、平成 18 年 4 月に開設され、平常時には情報発信と広報啓発、災害時には無線・通信ネットワークや災害情報システムを有効に活用して、災害対策本部の役割を果たしていきます。

2．区の災害対策

（1）防災無線ネットワーク

災害時に素早く正確な情報を集め、区民の皆さんに的確な情報をお知らせすることは、冷静な判断を生み、混乱を防止する重要なポイントです。

区では、2 系統（同報無線・移動系）の防災無線ネットワークを構築しています。各無線は、災害時の情報の収集と伝達に使用しますが、平常時には、一般行政の連絡にも活用しています。

同報無線	区内の公園や学校の屋上等に設置した拡声子局（屋外スピーカー）をとおして放送する設備で、瞬時に区内一斉放送が可能であり、災害情報等を区民に伝達します。（拡声子局設置一覧表は P. 50　資料 5 のとおり） また、国が情報発信する J アラート情報と連携しているため、国が発信する情報を瞬時に自動放送し情報伝達することができます。
移動系	情報の収集・伝達手段として、拠点避難所（区立小中学校）や区関係施設、防災関係機関等に配備しています。各局相互の音声通信、ファックス通信のほか、メール通信、区役所内線電話接続等が可能で、有線電話や携帯電話等が使えない状況時に情報連絡の中心となります。

また、防災無線を補完するシステムとして、衛星電話と一斉情報配信システムを導入しています。特に、一斉情報配信システムは衛星回線を使用し、各災害協力隊や区関係施設等に配付した端末に防災や行政等の情報をはじめ、区役所内に設置した地震計の震度情報を自動配信するなど、身近な情報を区民の皆さんにお伝えします。（無線等系統図は P. 53　資料 6 のとおり）

なお、防災無線拡声子局の機器点検を兼ねて毎日夕方（4 月 1 日から 9 月 30 日までは午後 5 時、10 月 1 日から 3 月 31 日までは午後 4 時 30 分）にチャイムを放送しています。受信状況に異常があるときはご連絡ください。

災害時に、災害協力隊から区へ被害状況を通報する場合は、移動系無線の設置してある最寄りの小中学校等に配置した災害情報連絡員（区職員）に行ってください。通報内容は、被害状況、負傷者の救出・救護や救援物資の要請などです。

また、災害の発生するおそれが解消し、被害状況がおおむね判明したときは、各出張所等に具体的に報告してください。

〔多重無線システム〕

平成 24 年度に、区内の 6 拠点を 5GHz 帯の無線 LAN で結ぶ IP ネットワーク網（多重無線インフラ）を構築し、防災センターと各拠点との間の高速通信が可能となりました。このシステムの構築により、区内各拠点へのエリアワンセグ放送、デジタルサイネージによる映像情報の配信や、IP 告知システムによる音声配信、各拠点の IP カメラの映像情報の集約など、多様な情報伝達、情報収集が可能となりました。

なお、IP 告知システムを利用した高性能スピーカーの設置により、既存の防災無線スピーカーの約 2 倍の音声到達が可能となり、同報無線の拡声子局として活用しています。

(2) 消火器ネットワーク

震災時に二次災害として発生する火災は、市街地大火へ拡大する危険があります。火災の延焼拡大を防ぐには、初期の段階で消火することが最も重要です。このような時、地域住民による初期消火がスムーズに行えるよう、区では、3,064 本の消火器を区内の街頭におよそ 50m間隔で設置しています。

この街頭に設置した消火器は、事前に申請があった場合、各町会・自治会等が行う自主防災訓練にも使用することができます（下記(4)-②参照）。区は、このように初期消火対策を実施していますが、各家庭でも自主的に消火器を備え、使用方法をよく知っておくことが大切です（P.34 ⑧参照）。

(3) 総合防災訓練

災害の発生を未然に防止し、被害の軽減を図るための施策の一環として、国は災害対策基本法において、防災訓練を行うよう定めています。これに基づき、区は毎年防災の日（9 月 1 日）、又は防災週間（8 月 30 日～9 月 5 日）を中心に、総合防災訓練を実施しています。

平成 25 年度は、防災機関訓練を 9 月 1 日に木場公園多目的広場で行ったほか、地域訓練を 7 月 7 日に数矢小学校、9 月 8 日に香取小学校、9 月 29 日に北砂小学校、10 月 14 日に元加賀小学校で実施しました。平成 26 年度も同様の訓練を実施する予定です。

区、各防災関係機関及び住民が一体となって訓練を行うことにより、防災計画の習熟を図り、また、都・区及び防災関係機関相互の協力体制を整えておくことができます。

(4) 自主防災訓練

災害時の迅速、的確な防災行動力を身につけるには、普段から訓練を重ねておくことが最も効果的です。そこで区では、災害協力隊が自主防災訓練を実施するにあたり、次の資機材の貸出及び参加記念品等の支給を行っています。

① 地震体験車（起震車）・煙体験機

地震体験車は、加速度（gal 値）と 3 方向の揺れを再現することで、新潟県中越地震をはじめとする過去に起きた 6 種類の地震、東海地震などの 2 種類の想定地震を体験できるものです。

また、環境に配慮した CNG（圧縮天然ガス）を燃料としています。

煙体験機は、ビニールハウスの中で火災発生時と同様に煙の恐ろしさを体験訓練するものです。ご利用にあたっては、消防署への訓練申請時にお申し込みください。

② 消火器の貸出

災害協力隊が自主防災訓練を実施する際に、街頭消火器を最大 5 本貸与します。利用を希望される隊は、区役所防災課にお申し込みください。

③ 食料・参加記念品の支給

災害協力隊が自主防災訓練を実施する際に、参加人数分の食料（クラッカー等）と参加記念品（災害協力隊のみ）を支給いたしますので、区役所防災課にお申し込みください。

(5) 民間防災組織

区をはじめ、警察、消防等の防災関係機関は、日頃から一体となって防災に関する計画を立て、防災活動を実施しています。しかし、これらの機関のみでは災害を防いだり、十分な災害応急活動を行うことはできません。

「自らの町は自らの手で守る」という精神に基づいて、区民一人ひとりが互いに助け合いつつ、災害応急活動をすることが必要となってきます。そこで、地域住民が総力で防災の協力をするこ

とができるよう、災害協力隊をはじめとする民間防災組織が編成されています。

① 災害協力隊

災害協力隊は、過去、風水害時の災害救助にめざましい協力活動を実施してきました。しかし、震災に対する関心が高まってきたことから、昭和49年10月に震災対策として陣容を再編成し、協力業務に努めています。平成26年7月1日現在、309隊が結成され活躍しています。

協力業務の内容は、P.35「Ⅲ　災害協力隊の活動」のとおりですが、これらの防災活動に役立てていただくため、区では次のような防災資機材を貸与しています。

被服	ヘルメット	半長靴	隊旗	救急箱
ハンドマイク	担架	一斉情報配信システム端末	サーチライト	避難用ロープ
（救助用作業工具一式）　大ハンマー・バール・油圧ジャッキ　ほか				

また、世帯数に応じた活動助成金の支給や、平成23年度からは防災士資格の取得助成も行っています。

〔活動助成金〕

世　帯　数	金　額
100未満	30,000円
100以上～500未満	50,000円
500以上～1,000未満	70,000円
1,000以上～2,000未満	90,000円
2,000以上～3,000未満	110,000円
3,000以上	130,000円

② 消火隊

消火隊は、避難道路（避難場所まで遠距離移動を要する住民のために都が指定するもの。現在、江東区内に避難道路はありません。）を火災から守るため、昭和47年～50年にかけて沿道の危険度を勘案して編成され、区内の4路線に85隊が配置されました。その後、第2次東京都震災予防計画の「震災時における都・区間の役割分担」に基づいて、昭和54年10月1日付で東京消防庁から区に移管されました。

現在、消火隊は災害協力隊の防火班として位置づけられ、73隊が活動しています。1隊10名程度で編成され、消防署員及び消防団員の指導により、消防ポンプの操作等の訓練を行っています。さらに、地域別に消火隊合同訓練を実施し、消火隊活動の充実を図っています。

なお、これまで平成2年度から4年間で配備したC-1級ポンプを使用していましたが、区では、平成20年度より新たなポンプの導入を進めています。

また、平成22年に設置した女性消火隊にはD-1級ポンプを導入しています。

消火隊は、以下の点に留意しながら消火活動を行います。

(1)　消火隊員は、自分の家の出火防止措置及び家族の安全対策を行ったのち、速やかにポンプ格納場所に参集する。
(2)　地域内に火災が発生した場合、最低限必要な隊員が集合次第出動する。
(3)　放水は、原則として屋外から行う。
(4)　火災が拡大して危険となった場合は、消火活動を中止し避難する。
(5)　消防機関が到着したらその指示に従う。

③ 事業所の自衛消防隊

事業所においても、区民の一人として、区あるいは地域の住民と一体となって防災対策に協力することにより、地域の防災対策について万全を期すことができるものです。自らの事業所を自らの手で守ることが、自らのまちを自らの手で守ることに通じます。

そこで、各家庭が防災活動を行うと同様に、各事業所も自らの責任において、一区民としての防災活動を実施していただいています。このため、事業所内に自衛消防隊を設け、消防ポンプや消火器等を自ら整備し、防災対策に万全を期するよう指導しています。

(6) 避難行動要支援者対策

平成 25 年 6 月の災害対策基本法の改正を受け、区では災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障害のある方などを掲載した「避難行動要支援者名簿」の作成を行います。

作成した名簿は消防署・警察署、拠点避難所（区立小中学校）等の関係機関に提供し、保管します。また、名簿登載者のうち個人情報の外部提供同意者だけを搭載した名簿は地域団体等（災害協力隊、民生・児童委員、長寿サポートセンター、長寿サポート）に提供します。

平常時には防災意識の啓発や、同意者を対象に災害時に備えた個別の避難支援計画（個別計画）の作成等を行い、災害時には名簿登載者の同意・未同意に関わらず関係機関に提供している名簿を活用し、安否確認や救援活動を行います。

なお、地域団体等は災害の種類や規模、被災状況によっては支援ができない場合もありますが、ボランティア精神に基づき、実施可能な範囲や職務の範囲で避難支援や安否確認を行います。

(7) 小災害り災者の援助

区内で発生した小災害（火災、風水害に起因する災害で、災害救助法及び東京都小災害り災者応急援助要綱の適用に至らないもの）により被害を受けたり災者に応急的な援助を行っています。

① 世帯が全焼、全壊、流失又はこれらに相当する被害を受けたとき。
② 世帯が半焼、半壊、床上浸水又はこれらに相当する被害を受けたとき。
③ ①、②の被害により死亡者が発生したとき。

これらの場合には、見舞金と見舞品を支給しています。

〔見舞金〕（1 世帯につき）

種　　類	普通世帯	単身世帯
全焼、全壊、流失等	30,000 円	15,000 円
半焼、半壊、床上浸水等	15,000 円	8,000 円
死亡者（1 人につき）	30,000 円	

〔見舞品〕 り災者 1 人につき毛布 1 枚

(8) 防災基金

区は、災害時の救護活動に必要な各種の物資・機材等を備蓄しているほか、災害の予防、災害発生時の応急救助や復旧など、防災上、緊急に必要となる経費の財源に充当するための備えとして、「防災基金」を設けています。

(9) こうとう安全安心メール

犯罪発生情報や生活安全情報に加えて、平成 23 年 11 月から新たに防災関連情報を配信情報に追加しました。江東区に震度 4 以上の地震が発生した時や気象情報が発表された時などに、予め

登録した携帯電話やパソコンのメールで各種情報を受け取ることができます。

(10) 江東区防災関連ツイッター

平成24年4月から江東区防災関連ツイッターの運用を開始しました。災害時の各種緊急情報や防災無線の放送内容等を発信します。また、平常時には毎月3回（1日、11日、21日前後）防災啓発情報などを発信しています。

(11) 災害時における協力協定

災害時には、私たちが生活するうえで必要不可欠な食料、生活物資などが不足することが考えられます。また、医療用資機材や救助用資機材が不足して、医療救護活動が円滑に行えない場合や、区の職員だけでは災害救助活動が困難な場合があります。

区では、このような場合に備えて、応急物資の整備、充実を図るとともに、他の地方公共団体及び各種民間団体と協定を結び、協力が必要となった場合は、人的・物的な協力を要請できることとなっています。

① 他の地方公共団体との協定

区は、「墨田区及び江東区防災相互協定」及び「特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定」を締結して、特別区相互間の協力・支援体制を確立しています。また、平成18年1月には栃木県大田原市及び埼玉県秩父市と、平成23年12月には静岡県沼津市と、災害時に食料・飲料水提供、専門職員派遣、施設提供等で相互に応援を行う協定を締結しました。

② 民間団体等との協定

区は、災害時における応急対策活動の充実を目指して、様々な民間団体等と協定を締結しています。

区と災害時における協力協定を締結している民間団体等は次のとおりです。

平成26年7月現在

協定締結団体名	締結年月日	主な協定内容
東京都米穀小売商業組合江東支部	昭和55.6.12	精米の優先供給
東京都石油商業組合江東支部	昭和61.5.26	ガソリン、石油等の優先供給
一般社団法人東京都トラック協会深川・城東支部	昭和61.5.26	救助物資等の輸送用車両の優先提供
東京都麺類協同組合深川・城東支部	昭和62.12.21	めん類の優先供給
一般社団法人東京都江東区歯科医師会	平成8.8.1	歯科医療救護活動の実施
赤帽首都圏軽自動車運送協同組合城東支部	平成8.12.17	救助物資等の輸送用軽自動車の優先提供
東京しゅんせつ工事安全衛生連絡協議会加盟法人会員	平成9.3.7	河川等における油流出事故の処理協力
江東製本紙工業協同組合	平成9.10.1	作業用資機材等の優先提供
公益社団法人東京都柔道整復師会江東支部	平成9.12.15	応急救護活動の実施
深川郵便局・城東郵便局・新東京郵便局	平成10.5.18	緊急輸送、連絡業務等の支援
公益社団法人江東区医師会	平成10.5.21	医療救護活動の実施 （昭和53.2.24付締結と同じ内容）
一般社団法人全国霊柩自動車協会	平成10.9.9	霊柩自動車の優先提供

協定締結団体名	締結年月日	主な協定内容
江東法曹倶楽部	平成15.2.6	特別法律相談の実施
東京ベイネットワーク㈱ レインボータウンエフエム放送㈱	平成16.8.2	災害情報等の放送
江東区商店街連合会	平成16.10.16	応急物資の優先供給
㈱善興社	平成16.12.13	し尿収集業務の実施
公益社団法人東京都獣医師会江東支部	平成17.12.27	動物救護活動の実施
イオン㈱関東カンパニー （イオン東雲店・イオン南砂店）	平成18.8.1	応急物資の優先供給
一般社団法人江東区薬剤師会	平成18.11.1	医療救護活動の実施
東京湾遊漁船業協同組合	平成19.3.13	輸送用船舶及び係留施設の優先提供
江東区防災協力連合会	平成19.5.29	道路公共施設の応急措置、障害物の除去、施設等の点検・修理など （昭和61.5.26付締結内容を拡充）
一般社団法人全日本冠婚葬祭互助組合	平成20.9.24	葬祭用品の提供等
㈱ダイエー	平成21.2.10	応急物資の優先供給
㈱ＩＨＩ、鹿島東京開発㈱、 ㈱竹中工務店東京本店	平成21.3.17	近隣住民の救助活動、帰宅困難者への物資供給施設の提供
㈱ＬＩＸＩＬ	平成21.6.1	近隣住民の救助活動、帰宅困難者への物資供給施設の提供
東京都消防設備協同組合第１５支部	平成22.2.15	近隣住民の救助活動、区施設における消防設備の点検及び修理
㈱日立公共システム	平成22.7.13	近隣住民の救助活動、帰宅困難者への物資供給施設の提供
一般社団法人東京都自動車整備振興会江東支部	平成22.7.15	車両等障害物の除去
㈱ＩＨＩ、㈱竹中工務店東京本店、 ㈱日立公共システム、㈱ＬＩＸＩＬ	平成23.9.7	津波等水害時における一時避難施設としての使用
江東区環境衛生協会	平成24.2.8	理容・美容・クリーニング・公衆浴場への入浴サービス業務等の実施 （平成18.11.9付東京都理容生活衛生同業組合江東支部と締結の内容を拡充）
独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部	平成24.3.8	津波等水害時における一時避難施設としての使用
日本ヒューレット・パッカード㈱	平成24.3.19	近隣住民への避難誘導、帰宅困難者への物資供給施設の提供、津波等水害時における一時避難施設としての使用
大塚食品㈱東京支店	平成24.3.21	食料品等の優先供給
㈱カインズ	平成24.3.21	生活必需品の優先供給
新大橋運輸㈱、㈱ゴミクル、㈱キタザワ	平成24.4.1	遺体収容所等への搬送協力
一般社団法人東京都溶接協会	平成24.5.7	溶接作業車等の提供、障害物の除去

協定締結団体名	締結年月日	主な協定内容
㈱産学協同センター	平成24.5.7	津波等水害時における一時避難施設としての使用
㈱ヤマタネ	平成24.5.29	津波等水害時における一時避難施設としての使用
亀戸二丁目団地管理組合	平成24.5.31	津波等水害時における一時避難施設としての使用
東京コカ・コーラボトリング㈱	平成24.6.15	応急物資の優先供給
㈱大和総研	平成24.8.21	津波等水害時における一時避難施設としての使用
フジクラ開発㈱	平成24.9.5	津波等水害時における一時避難施設としての使用
㈱イトーヨーカ堂	平成24.9.6	津波等水害時における一時避難施設としての使用、応急物資の優先供給
㈱久米設計	平成24.12.20	帰宅困難者への物資供給施設の提供、近隣建物の安全確認作業、津波等水害時における一時避難施設としての使用
エヌデー企業㈱	平成25.1.31	津波等水害時における一時避難施設としての使用
ポッカサッポロフード＆ビバレッジ㈱	平成25.1.31	飲料水等の優先供給
㈱トピーレック	平成25.2.13	津波等水害時における一時避難施設としての使用
佐川急便㈱東日本支社	平成25.7.24	避難所近隣での応急救援活動、物流に関する専門知識・経験を有する社員の派遣
㈱辰巳菱機	平成25.10.22	区施設等への大型発電機持ち込みによる電源供給、避難所等での電気設備点検、避難所周辺での救援活動など
㈱アクティオ	平成25.11.18	資機材等の優先提供
㈱ナック	平成25.12.12	飲料水の優先供給
サントリービバレッジサービス㈱首都圏営業本部	平成26.1.17	飲料水の優先供給、避難所への飲料水の持ち込み、避難所近隣での応急救援活動

３．区の防災啓発事業

① 防災情報江東区ホームページ

平成 18 年 6 月より、防災情報の専用ホームページを開設しました。災害時に正確な情報を提供できるように、安否確認ができる機能も備えています。また、さまざまな防災に関する情報を提供するほか、自分専用の防災地図を作るための「マイち〜ず」という機能もあります。

防災情報江東区ホームページ URL　　http://bosai-inet.bosai-koto.lg.jp/kotoHP/

江東区公式ホームページ URL　　http://www.city.koto.lg.jp/

② 防災パンフレット

区で発行・配布している「江東くらしガイドーわたしの便利帳ー」に「防災・防犯」の項目を設けて、区の防災事業を紹介しているほか、「江東区報」を通じて、防災に関する広報や啓発に努めています。

また、区や東京都の防災対策や各種連絡先一覧を掲載した、下記の防災パンフレット（計 5 種類）を防災センターにて配布しています。

- 「地震に備える編－非常持出品を準備しておこう」
- 「職場の防災対策編－職場の防災ハンドブック」
- 「家具類転倒防止編－家具類の転倒・落下防止ハンドブック」
- 「地震対策編－大地震から身を守るために」
- 「集合住宅防災ガイドブック」

③ 防災マップ

避難所・避難場所・各種防災情報を掲載した防災マップを作成し、防災センターや各出張所等で配布しています。また、防災情報ホームページからもダウンロードできます。

マップは地域ごとに 5 種類、地区内残留地区 1 種類、江東区全域 4 種類（日本語・英語・中国語・韓国語）の合計 10 種類です。

④　スマートフォン用アプリケーション「江東区防災マップ」

電話回線の乱れや通信環境に関係なく使用できる、スマートフォン用アプリケーション「江東区防災マップ」の配信を平成 25 年 4 月より開始し、平成 26 年 4 月から英語・中国語・韓国語の 3 言語に対応しています。

このアプリでは、本区で作成している「江東区防災マップ」の情報などを端末上に表示させるもので、アプリを事前にダウンロードすることにより、インターネット通信環境がない状態でも、最寄りの避難所や避難場所、給水施設などを確認することができます。

⑤ 江東区役所内展示コーナー

本庁舎の 2 階には、展示コーナーが常設されています。防災クイズのコーナーなどがあり、楽しく防災知識を身につけることができます。

⑥ 区民まつり

「防災」により一層身近に触れていただくため、毎年 10 月に実施している「江東区民まつり中央まつり」において「防災啓発コーナー」を設け、備蓄物資や防災用品の展示・起震車体験・防災関係資料の配布等を行っています。

⑦ 防災用品のあっせん

区民及び江東区内に勤務先のある方を対象に、家庭用防災用品を特別価格であっせんしています。申し込みは、郵送及び FAX で受け付けています。詳細については、パンフレット又は防災情

報ホームページをご覧ください（パンフレットは、防災センター、各出張所等で配布しています）。

⑧ 家庭用消火器のあっせん

地震による火災及び通常火災時には、家庭での初期消火が大切です。区では、このような場合に備えて、区内に住所を有する方に対し、家庭用消火器の購入及び薬剤詰替のあっせんとその費用の一部助成を行っています。

〔申込み出来る方〕 区内に住所を有する方（事業所等による申込みは出来ません。）

〔申 込 数 量〕 1世帯1本

〔申 込 方 法〕 電話又は防災課窓口へお申込みください。

（家庭用消火器あっせんのお知らせは、防災センター、各出張所等で配布しています。また、防災情報ホームページにも詳細を掲示しています。）

申込み受付け後、防災課から納品業者、期日等をはがきでお知らせします。

〔支 払 方 法〕 納品時、品物と引換えにあっせん価格をお支払いください。

	消火器購入			薬剤詰替		
	強化液	粉末ABC型		粉末ABC型		
	1.0ℓ	2.0kg	3.0kg	1.5kg	2.0kg	3.0kg
協定価格	6,980円	6,224円	8,600円	3,369円	4,092円	5,540円
区助成額	1,400円	1,300円	1,500円	820円	890円	1,030円
あっせん価格	5,580円	4,924円	7,100円	2,549円	3,202円	4,510円

（消費税を含む）

※平成25年度まで粉末ABC型1.5kgのあっせんを案内していたため、当面の間、薬剤詰替えを行っています。

⑨ 防災ビデオ・DVDの貸出

地域の啓発活動の補助を目的に、防災ビデオ・DVD等を貸出しています。より一層効果的な啓発活動が期待できますので、自主防災訓練や学習会等にぜひご活用ください。

随時ラインナップの充実を図っています（貸出用防災ビデオ等リストはP.66 資料16参照）。

⑩ 災害協力隊活動マニュアル

区内の各災害協力隊のみなさんが地域の「防災計画」をより充実させるための指針となる「災害協力隊活動マニュアル」を作成し、平成9年4月に各災害協力隊に配布しました。その後、平成25年度に改定しています（災害協力隊の役割等はP.35「Ⅲ　災害協力隊の活動」参照）。

⑪ 高層住宅震災対応マニュアル作成の手引き

高層住宅では地震等でライフラインやエレベーターが停止した場合や家具の転倒等でけが人が発生した場合、対応が困難となる状況が懸念されます。

区は平成25年3月に、マンションの管理組合や自治会の皆さんが大地震に備えた防災体制を検討・整備する際の参考となるよう「高層住宅震災対応マニュアル作成の手引き」を作成しました。

⑫ 防災用品の展示

災害時に備え、各家庭でも防災用品や当面の生活必需品を準備しておくことが大切です。

区では、その参考となるよう、以下の場所に防災用品を展示しています。

〔防災用品展示場所〕

江東区防災センター、総合区民センター、小松橋出張所、児童会館、江東図書館、東雲図書館、深川老人福祉センター

Ⅲ　災害協力隊の活動

１．災害協力隊の組織

（1）組織の編成

災害時には地域全体で対応しなければならないので、災害時専用の部隊を新たにつくるのではなく、ふだんの町会・自治会の組織に合わせた体制を考えます。
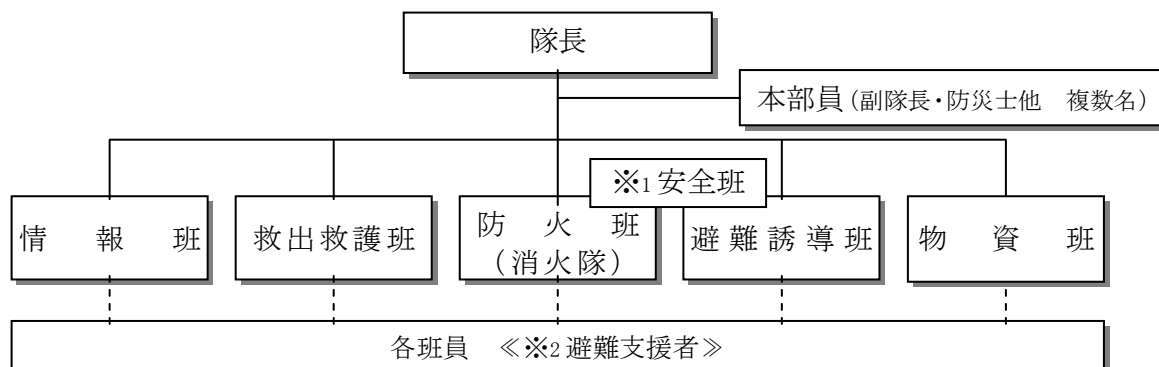
※1　高層住宅では、防火班と避難誘導班を兼ねた安全班を設置することもあります。

※2　避難支援者は、避難行動要支援者の安否確認や避難誘導を行います。

（2）必要な役割

各災害協力隊で必要な役割は、下表のとおりです。

必要な役割	平常時の活動	災害時の活動 （主に拠点避難所を活動拠点とする）
本　部	①組織の編成 ②防災計画の作成・更新 ③各班の運営指導 ④防災活動の企画・運営 ⑤区や防災関係機関との連絡調整 ⑥災害時要配慮者（主に避難行動要支援者）の把握	①拠点避難所への参集（本部の設置） ②被害状況の全体把握 ③各班の調整・指示 ④区や関係機関との連絡調整
情　報　班	①防災知識の普及・啓発 ②情報収集・伝達訓練の実施	①被害状況の把握 ②住民への情報伝達・注意喚起
救出救護班	①防災資機材等の整備・点検 ②救出・救護訓練の実施	①負傷者の救出・救護 ②救護所設置の協力
防　火　班 （消火隊）（安全班）	①家庭への安全対策の指導 ②消火訓練の実施	①初期消火 ②出火防止
避難誘導班（安全班）	①避難経路の点検 ②避難訓練の実施	①避難経路の安全確認 ②避難誘導 ③避難場所等での誘導・整理
物　資　班	①水・食料等の備蓄・管理 ②炊出し訓練の実施	①物資の調達・配給 ②炊出し
≪避難支援者≫	避難行動要支援者への声掛け	避難行動要支援者の安否確認、 避難支援

（注）被害状況の調査・報告について

① 災害の発生に伴い、速やかに、最寄りの小中学校に参集する災害情報連絡員（区職員）に報告してください（P.61 資料12「拠点避難所の電話番号一覧表」及びP.63 資料13「被害状況報告用紙（第1号様式）」参照）。

② 災害が沈静化し、被害の全容がおおむね明らかになったときは、区災害対策本部区民部庶務班（平常組織における区民部区民課又は各出張所）へ報告してください（P.64 資料 14「被害状況報告用紙（第2号様式）」及びP.65 資料15「区民部庶務班に対する被害状況通報系統図」参照）。

２．避難所設置と運営

（1）避難所の設置

避難所は、災害時に自宅で生活ができなくなった人たちの生活の場として、学校や公共施設等に開設されます。区では、区立小中学校を地域における拠点避難所とし、避難者の受入れのほか、在宅被災者も対象とした食料・水・生活物資の配給、応急医療活動の拠点として位置づけ、災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障害のある方などの要配慮者のための避難所としては、区内の福祉施設等を選定し、二次避難所（福祉避難所）として位置づけています。
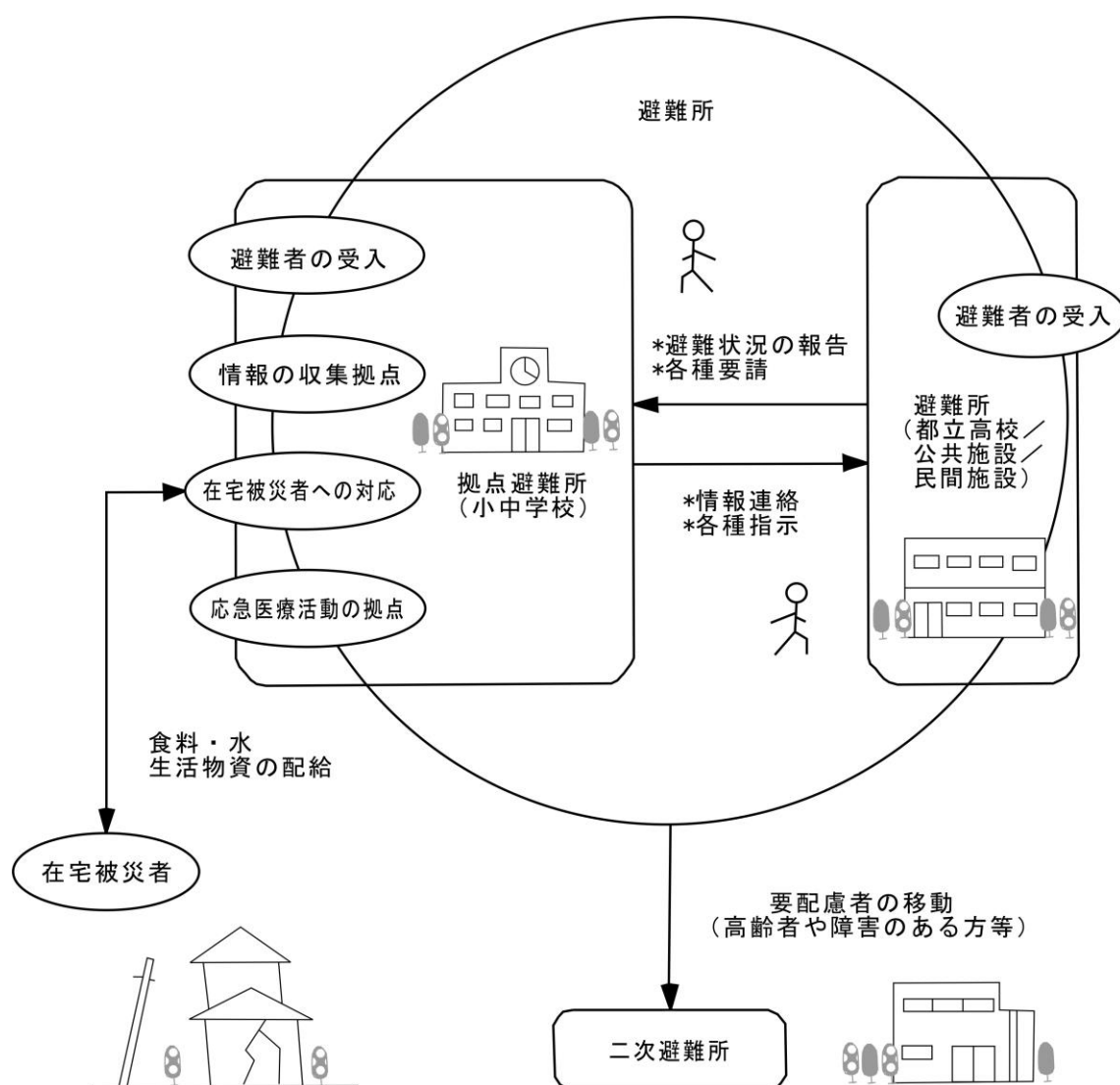
(2) 災害協力隊の避難所運営時の組織

避難所の運営には、学校教職員や施設職員、区派遣職員、ボランティアなどが積極的に関わりますが、膨大な仕事量をこなすためにも、また、地域の人々をよく知っているという点でも、災害協力隊の協力は不可欠です。

避難所運営時に必要な学校の役割と災害協力隊の関わり方は、下記のとおりです。

必要な役割	活　動　内　容	災害協力隊の関わり方
総務・情報担当	・避難所運営本部会議の開催 ・避難所の状況、避難者情報の把握 ・区との連絡調整 ・避難者名簿の作成と管理 ・外部からの問い合わせ、面会等の受付 ・ボランティアの受入れ	隊長・本部員 情報班
避難所担当	・避難者の誘導・整理、部屋割り調整 ・施設内共有空間の清掃と整理 ・立入禁止区域、施設の設定と掲示 ・避難所生活の基本ルールの作成 ・防火・防犯等の見回り	防火班 避難誘導班
救護・衛生担当	・医療救護所等の設置と活動支援 ・負傷者の搬送と救護 ・避難所内の高齢者等要配慮者の発見 ・トイレ・ゴミ集積所の確保・設置、衛生管理 ・ペットの管理と指導	救出救護班
給食・物資担当	・飲料水、生活用水の確保及び配給 ・備蓄物資の配給及び管理 ・救援物資の受入、整理、分類及び管理	物資班
※居住班	・居住者情報（人数・名簿内容）の把握 ・各居室の管理（防火・防犯、整理及び整頓等） ・居住者の要望の取りまとめ、居住者への情報伝達 ・物資の配給	避難者
救援班	・ 近隣住民等の応急救援活動 （発災から概ね 72 時間程度の初期対応時）	防火班 避難誘導班

※居住班とは：避難所生活が始まった後で、生活する部屋（教室、体育館など）ごとにつくる班

(3) 「学校避難所運営協力本部」のしくみ

各避難所には、「避難所運営本部」が置かれ、施設（学校等）・区・災害協力隊・ボランティアなどが、互いに連携を図り運営していきます。

① 学校避難所運営協力本部（学校施設が避難所となる場合）

1. 学校は避難所開設時（初動期）において避難所運営のリーダーシップをとり、学校長（本部長）の指揮のもと、各種担当を設けて対応にあたり、災害協力隊に協力を求めます。
2. 施設管理者として、施設の点検及び各部屋、設備の活用方法について、災害協力隊や避難者に助言します。

② 区派遣職員

1. 区の災害対策本部と避難所との相互の連絡を担当します。

2. 特に、次のような業務を担当します。

・ 避難所の状況を区の災害対策本部に報告し、また区や関係機関からの情報を避難所に伝達します。

・ 食料など必要な物資の調達・確保を行います（届いた物資の管理や配給は給食物資担当が行います）。

③ 災害協力隊

1. 学校教職員の行う担当業務について、積極的に協力します。

2. 避難所の部屋（教室等）ごとにリーダーを選出し、運営本部や各活動担当との連絡や調整などを行います。

3. 避難所の運営主体は、避難者の自立を促すためにも、徐々に学校側から災害協力隊に移行していくことが望まれます。

④ ボランティア

1. 学校や災害協力隊が行う各種の活動を補佐します。

2. 特殊技能や専門知識を有し、それに関連した活動につく場合でも、運営本部に申請させ調整を図ります。

さらに、各担当業務の報告や調整、連絡事項の伝達、その他重要事項に関して、各担当の代表者全員で検討する場として、定刻に「避難所運営本部会議」の開催が必要となります。

3．平常時の防災対策

(1) 平常時の活動

テ ー マ	主 な 活 動 内 容
地域の現状把握	1. 防災カルテの作成 2. 防災情報の把握（リストの作成） 3. 防災マップの作成
地域への防災指導 (家庭の防災対策)	1. 安全な環境づくりの指導（塀の改善・家具固定等） 2. 出火・延焼防止の指導 3. 応急手当の方法、医薬品の家庭内備蓄の指導 4. 生活必需品の家庭内備蓄の指導 5. 災害時の行動に関する正しい知識の普及（避難場所等）
地域の防災活動	1. 防災に関する PR 活動の実施 2. 防災訓練の実施
避難行動要支援者対策	1. 避難行動要支援者との交流、近隣住民への啓発 2. 発災時の支援体制づくり 3. 支援の方法の把握、指導
他団体との連携の促進	1. 近隣の災害協力隊との連携促進 2. 地域内の事業所との連携促進

(2) 地区別防災カルテ・防災計画の作成

区では、災害に強いまちづくりを重点施策として、各種の防災事業を行っています。昭和 63 年度から「自分たちの町・身体・財産を自分たちで守る町」を目標に、災害協力隊に「地区別防災

カルテ・防災計画の作成事業」を委託し、大地震等発災時の被害の未然防止、拡大阻止をねらいとした地域計画の策定をすすめています。

① 地区別防災カルテ

地区内の避難行動要支援者、要援護施設、人材、危険箇所、応急資機材等の災害要因・防災要因を調査し、リストにまとめます。

調査にあたっては、個人のプライバシーに充分配慮し、趣旨を説明のうえ、本人（または家族）に申し出てもらうようにしましょう。また、調査結果は、本人（または家族）の了解の上で、必要最小限の協力隊員が把握し、むやみに口外しないよう、細心の注意をはらう必要があります。

さらに、「防災計画」「防災マップ」を作成してください。

② 地区別防災計画

防災カルテに基づいて、発災時の消火・救出・救護・情報収集伝達・避難等の計画を災害協力隊ごとに具体的にとりきめ、文章化し、印刷して各世帯に配布します。

４．水害時の活動

(1) 災害時の業務

① 危険箇所の通報

河川護岸、排水施設等の危険箇所を発見した場合、区その他防災関係機関に通報します。

② 避難の誘導

地域住民に避難の呼びかけ及び誘導を行います。

(2) 平常時の業務

① 河川護岸及び排水施設等の調査

台風シーズン前における地域の河川護岸や排水施設等の調査及びその安全確認を行います。

② 避難先の確認及び住民への周知

資　　　　　料

資料１　避難場所等一覧表

（1）　概略図
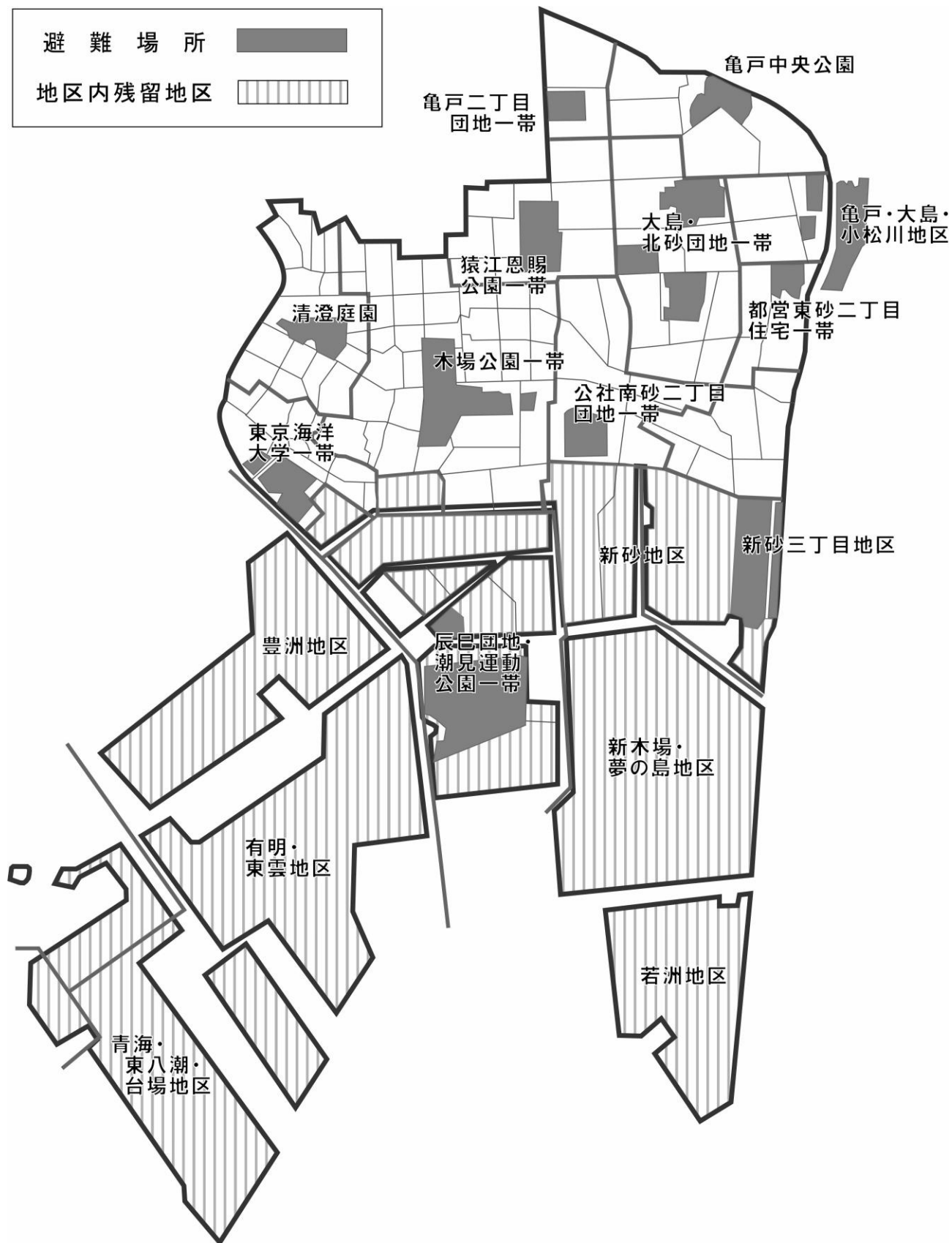
(2) 地区割当

<table>
<tr><th colspan="2">避難場所及び地区内残留地区名</th><th>有効面積（㎡）</th><th>地区割当（丁目）</th></tr>
<tr><td colspan="2">大島・北砂団地一帯</td><td>166,565</td><td>亀戸6　大島3〜6　北砂3〜7</td></tr>
<tr><td colspan="2">新砂三丁目地区</td><td>196,962</td><td>東砂5〜8　南砂6，7と3，4の各一部</td></tr>
<tr><td colspan="2">公社南砂二丁目団地一帯</td><td>83,158</td><td>北砂1，2　南砂1，2，5と3，4の各一部</td></tr>
<tr><td colspan="2">辰巳団地・潮見運動公園一帯</td><td>493,918</td><td>枝川1</td></tr>
<tr><td colspan="2">猿江恩賜公園一帯</td><td>114,223</td><td>猿江1，2　住吉1，2　毛利1，2　亀戸1
大島1，2</td></tr>
<tr><td colspan="2">亀戸・大島・小松川地区</td><td>432,482</td><td>大島7〜9</td></tr>
<tr><td colspan="2">清澄庭園</td><td>49,180</td><td>清澄1〜3　常盤1，2　新大橋1〜3
森下1　平野1　三好1　白河1
佐賀1，2　福住1，2　深川1，2</td></tr>
<tr><td colspan="2">東京海洋大学一帯</td><td>116,136</td><td>永代1，2　門前仲町1，2　牡丹1〜3
古石場1〜3　越中島1，2</td></tr>
<tr><td colspan="2">亀戸中央公園</td><td>68,842</td><td>亀戸4，5，7，8，9</td></tr>
<tr><td colspan="2">都営東砂二丁目住宅一帯</td><td>40,090</td><td>東砂1〜4</td></tr>
<tr><td colspan="2">木場公園一帯</td><td>241,516</td><td>森下2〜5　平野2〜4　三好2〜4
白河2〜4　高橋　冬木　富岡1，2
千石1〜3　石島　千田　海辺
扇橋1〜3　木場2〜5　東陽1〜7</td></tr>
<tr><td colspan="2">亀戸二丁目団地一帯</td><td>36,254</td><td>亀戸2，3</td></tr>
<tr><td rowspan="7">地区内残留地区</td><td>若洲地区</td><td></td><td>若洲1〜3</td></tr>
<tr><td>青海・東八潮・台場地区</td><td></td><td>青海1〜4</td></tr>
<tr><td>新木場・夢の島地区</td><td></td><td>新木場1〜4　夢の島1〜3</td></tr>
<tr><td>新砂地区</td><td></td><td>新砂1〜3</td></tr>
<tr><td>豊洲地区</td><td></td><td>豊洲1〜6</td></tr>
<tr><td>有明・東雲地区</td><td></td><td>有明1〜4　東雲1，2</td></tr>
<tr><td>辰巳・潮見・枝川地区</td><td></td><td>枝川2，3　木場1，6　塩浜1，2
潮見1，2　辰巳1〜3　越中島3</td></tr>
</table>

資料２　避難所一覧表

平成 26 年 7 月 1 日現在

	小・中・高等学校		公共施設		民間施設		合　　計	
	収容可能人数（人）	避難所数（箇　所）	収容可能人数（人）	避難所数（箇　所）	収容可能人数（人）	避難所数（箇　所）	収容可能人数（人）	避難所数（箇　所）
白 河 地 区	5,640	6	3,860	10	890	2	10,390	18
富 岡 地 区	9,590	7	3,840	7	0	0	13,430	14
豊 洲 地 区	17,710	11	5,650	19	1,130	2	24,490	32
小松橋地区	8,030	7	2,880	8	0	0	10,910	15
東 陽 地 区	6,260	5	3,680	6	1,090	1	11,030	12
亀 戸 地 区	10,060	9	4,380	11	1,870	5	16,310	25
大 島 地 区	13,530	11	7,810	15	0	0	21,340	26
砂 町 地 区	13,760	10	7,110	16	0	0	20,870	26
南 砂 地 区	12,730	9	5,940	16	0	0	18,670	25
合　　　計	97,310	75	43,180	108	4,980	10	145,470	193

（注）避難所の収容基準　3.3 ㎡あたり 2 人

資料３　二次避難所（福祉避難所）一覧表

平成 26 年 7 月 1 日現在

名　　称	所　在　地	電　　話
特別養護老人ホーム江東ホーム	東陽 2－1－2	(3647) 5081
特別養護老人ホーム北砂ホーム	北砂 6－20－30	(5606) 1731
特別養護老人ホーム塩浜ホーム	塩浜 2－7－17	(5683) 5571
特別養護老人ホームあかつき苑	大島 7－38－15	(5875) 5255
地域密着型介護施設	新砂 3－3－11	(5677) 1333
枝川高齢者在宅サービスセンター	枝川 1－8－15－101	(5632) 2277
白河高齢者在宅サービスセンター	白河 3－4－3－201	(3630) 6591
東陽高齢者在宅サービスセンター	東陽 6－2－17－301	(5606) 8861
亀戸高齢者在宅サービスセンター	亀戸 4－21－13	(5626) 0130
大島高齢者在宅サービスセンター	大島 6－14－4－103	(3638) 4511
南砂高齢者在宅サービスセンター	南砂 2－3－5－102	(3615) 1081
古石場高齢者在宅サービスセンター	古石場 2－14－1－101	(3641) 2671
塩浜福祉園 （塩浜福祉会館を含む）	塩浜 2－5－20	(3647) 6987
東砂福祉園	東砂 3－30－6	(3646) 6634
亀戸福祉園	亀戸 9－6－29	(3683) 1451
障害者福祉センター	扇橋 3－7－2	(3699) 0316
大塚ろう学校 （江東分教室）	大島 6－7－3	(3685) 9100
江東特別支援学校	東陽 4－11－45	(3615) 2341
墨東特別支援学校	猿江 2－16－18	(3634) 8431
計　19 箇所		

資料４　緊急医療救護所等の医療救護活動場所

緊急医療救護所開設校	病院機能区分	病　院　名
深川第七中学校 （毛利 1-14-1）	災害拠点病院	あそか病院 （住吉 1-18-1）
第四大島小学校 （大島 6-7-8）	災害拠点病院	江東病院 （大島 6-8-5）
第五砂町小学校 （東砂 8-11-5）	災害拠点病院	順天堂東京江東高齢者医療センター （新砂 3-3-20）
豊洲小学校 （豊洲 4-4-4）	災害拠点病院	昭和大学江東豊洲病院 （豊洲 5-1-38）
有明小学校 （有明 2-10-1）	災害拠点病院	がん研究会有明病院 （有明 3-8-31）
第一亀戸小学校 （亀戸 2-5-7）	災害拠点連携病院	友仁病院 （亀戸 2-41-1）
亀戸中学校 （亀戸 9-2-2）	災害拠点連携病院	東京城東病院 （亀戸 9-13-1）
扇橋小学校 （石島 18-5）	災害拠点連携病院	深川立川病院 （扇橋 2-2-3）
数矢小学校 （富岡 1-18-7）	災害拠点連携病院	木場病院 （木場 5-8-7）
砂町小学校 （北砂 4-13-23）	災害拠点連携病院	藤﨑病院 （南砂 1-25-11）
枝川小学校 （枝川 3-5-3）	災害拠点連携病院	鈴木病院 （塩浜 2-7-3）

資料５　拡声子局設置一覧表

平成26年7月1日現在

白河地区（13局）

番号	設置場所	所在地
1	新大橋1－7区道	新大橋1－7
2	八名川小学校	新大橋3－1－15
3	五間堀公園	森下2－30－7
4	深川第一中学校	森下4－9－22
5	深川小学校	高橋14－10
6	清澄2－14区道	清澄2－14
7	深川図書館	清澄3－3－39
8	深川第六中学校	平野3－6－13
9	深川江戸資料館	白河1－3－28
10	旧白河小学校	白河1－5－15
11	元加賀小学校	白河4－3－19
115	深川北スポーツセンター	平野3－2－20
201	白河児童遊園	白河3－16－2

富岡地区（13局）

番号	設置場所	所在地
12	佐賀町公園	佐賀1－15－5
13	中の堀公園	佐賀2－8－26
14	深川一丁目児童遊園	深川1－3－10
15	深川第二中学校	冬木22－10
16	臨海小学校	門前仲町1-1-6
17	数矢小学校	富岡1－18－7
18	古石場三丁目公園	古石場3－1－4
19	越中島公園	越中島1－3－23
20	都立第三商業高校	越中島3－3－1
21	深川第三中学校	越中島3－7－1
203	永代公園	永代1－7－8
204	古石場福祉会館	古石場1-11-11
216	巴橋橋台敷	牡丹2－13

豊洲地区（31局）

番号	設置場所	所在地
22	塩浜一丁目公園	塩浜1－5－5
23	塩浜福祉プラザ	塩浜2－5－20
24	塩浜ホーム	塩浜2－7－17
25	深川第八中学校	塩浜2－21－14
26	枝川一丁目第3アパート	枝川1－10－3
27	枝川区民館	枝川3－6－16
28	豊洲1－2区道	豊洲1－2
29	豊洲文化センター	豊洲2－2－18
30	豊洲小学校	豊洲4－4－4
31	潮見運動公園	潮見1－1－1
32	潮見1－28区道	潮見1－28
33	YMCA オリーブ保育園	東雲1－8－18
34	東雲小学校	東雲2－4－11
35	有明1－3区道	有明1－13
36	有明1－4区道	有明1－4
37	フェリー埠頭	有明4－8－6
38	第二辰巳小学校	辰巳1－1－22
39	辰巳1－5区道	辰巳1－5
40	辰巳の森緑道公園	辰巳2－1
41	有明清掃工場サブステーション	青海1－3－29
112	豊洲北小学校	豊洲3－6－1
113	有明小中学校	有明2－10－1
114	グランチャ東雲	東雲1－9－46
117	東雲水辺公園	東雲1－9－58
118	豊洲六丁目公園	豊洲6－2－35
121	辰巳の森緑道公園北	辰巳2－1
205	枝川橋第三児童遊園	枝川2－4－17
221	浜園公園	塩浜1－4－4
222	塩浜二丁目第二公園	塩浜2－17－8
225	東雲二丁目公園	東雲2－7－6
502	有明石と光の広場	有明3－7

小松橋地区（11局）

番号	設置場所	所在地
42	猿江橋児童遊園	猿江1－15－9
43	東川小学校	住吉1－12－2
44	ティアラこうとう	住吉2－28－36
45	毛利小学校	毛利2－2－2
46	千田橋橋台敷	千石1－6
47	川南小学校	千石2－9－12
48	扇橋小学校	石島18－5
49	江東公園	扇橋2－22－2
120	深川第四中学校	千石1－12－25
202	猿江二丁目公園	猿江2－3－10
206	清水橋児童遊園	毛利2－13－43

東陽地区（10局）

番号	設置場所	所在地
50	平久小学校	木場1－2－2
51	木場橋橋台敷	木場3－19
52	南陽小学校	東陽2－1－20
53	東陽区民館	東陽3－1－2
54	江東区役所	東陽4－11－28
55	東陽児童館	東陽5－16－13
56	豊住公園	東陽6－1－13
119	東陽小学校	東陽3－27－12
217	東陽一丁目南児童遊園	東陽1－1－3
223	東陽図書館南遊歩道	東陽2－3－6

亀戸地区（17局）

番号	設置場所	所在地
57	第三亀戸中学校	亀戸1－12－10
58	第一亀戸小学校	亀戸2－5－7
59	亀戸3－5区道	亀戸3－5
60	旧亀島小学校	亀戸3－36－1
61	香取小学校	亀戸4－26－22
62	第二亀戸中学校	亀戸4－51－1
63	水神小学校	亀戸5－22－22
64	亀戸南公園	亀戸6－18－1
65	第二亀戸小学校	亀戸6－36－1
66	亀戸東公園	亀戸7－8－13
67	青少年センター	亀戸7－41－16
68	亀戸中央公園	亀戸8－2
69	浅間竪川小学校	亀戸9－22－4
116	亀戸中学校	亀戸9－2－2
207	亀戸駅前公園	亀戸2－21－9
208	亀戸第三保育園	亀戸1－24－1
218	亀戸梅屋敷	亀戸4－18

大島地区（15局）

番号	設置場所	所在地
70	旧第三大島中学校	大島1－20－20
71	大島防災公園	大島2－27－19
72	第一大島小学校	大島2－41－4
73	第二大島小学校	大島3－16－2
74	大島子ども家庭支援センター	大島4－1－37
75	大島南央小学校	大島4－18－5
76	大島中学校	大島8－12－22
77	大島六丁目団地	大島6－1
78	第四大島小学校	大島6－7－8
79	大島七丁目公園	大島7－27
80	第五大島小学校	大島8－40－13
81	大島車両検修場	大島9－9－40
209	大島幼稚園	大島5－38－1
210	東大島文化センター	大島8－32－14
501	総合区民センター	大島4－5－1

砂町地区（18局）

番号	設置場所	所在地
82	スポーツ会館	北砂1－2－9
83	北砂二丁目公園	北砂2－9－14
84	砂町小学校	北砂4－13－23
85	亀高小学校	北砂5－20－16
86	小名木川小学校	北砂5－22－10
87	第六砂町小学校	北砂6－26－6
88	北砂七丁目住宅	北砂7－2－3
89	東砂小学校	東砂2－12－14
90	東砂第二児童館	東砂2－13－13
91	第七砂町小学校	東砂3－21－5
92	メディカルセンター	東砂4－20－2
96	第二南砂中学校	南砂1－2－18
211	北砂一丁目公園	北砂1－1
212	北砂二丁目区道	北砂1－19－5
215	北砂五丁目団地	北砂5－20
219	砂町文化センター	北砂5－1－32
503	荒川ロックゲート	東砂2－17先
504	東砂 5－15 堤防	東砂5－15先

南砂地区（22局）

番号	設置場所	所在地
93	セントラルグリーンハイツ	東砂7－5－19
94	東砂福祉会館	東砂7－15－3
95	第二砂町中学校	東砂8－10－9
97	旧南砂西小学校	南砂2－3－13
98	南砂中学校	南砂2－3－20
99	第三砂町中学校	南砂3－10－3
100	城東南部保健相談所	南砂4－3－10
101	第三砂町小学校	南砂6－3－13
102	城東保育園	南砂7－9－11
103	東京地下鉄深川総合運動場	新砂1－11－5
104	東京電力砂町グランド	新砂3－6
105	砂町水再生センター	新砂3－9
106	新木場 2－2 区道	新木場2－2
107	新木場 3－7 区道	新木場3－7
108	夢の島運動場	夢の島1－1－2
109	夢の島いこいの家	夢の島3－1－2
110	若洲ゴルフ場	若洲3－1－2
111	若洲キャンプ場	若洲3－2－1
213	松島橋児童遊園	南砂1－21－12
214	金森公園	南砂5－19－13
220	新砂保育園	新砂3－3－11
224	南砂三丁目児童遊園	南砂3－1－5

資料６　無線等系統図

平成 26 年 7 月 1 日現在

防災センター	
防災センター	同報無線基地局
	移動系基地局
	一斉情報配信端末

防災行政無線（同報無線）

拡声子局　150 局		
1	白　河　地　区	13 局
2	富　岡　　〃	13 局
3	豊　洲　　〃	31 局
4	小松橋　　〃	11 局
5	東　陽　　〃	10 局
6	亀　戸　　〃	17 局
7	大　島　　〃	15 局
8	砂　町　　〃	18 局
9	南　砂　　〃	22 局

防災行政無線（移動系）

移動局　257 局		
1	庁内・区施設	46 局
2	庁有車等	11 局
3	区出張所等	8 局
4	保健所等	5 局
5	道路事務所等	2 局
6	拠点避難所	138 局
7	指定地方行政機関	2 局
8	東京都	6 局
9	警察署等	4 局
10	消防署等	3 局
11	指定公共機関	5 局
12	指定地方公共機関	3 局
13	公共的団体	14 局
14	協定団体	10 局

一斉情報配信システム

システム端末　650 台		
1	災害協力隊	308 台
2	消防団	32 台
3	保育園・児童館・学童クラブ・子ども家庭支援センター	87 台
4	小中学校・幼稚園	87 台
5	都立学校等	10 台
6	庁内・区施設等	126 台

資料７　備蓄物資一覧表

平成26年3月現在

区分	品名	（規格）	区で購入	都から寄託	摘要
食料品（6品目）	1 クラッカー		354,270食	47,950食	うち学校配備　144,900食
	2 アルファ化米	五目御飯	169,900食	10,000食	うち学校配備　98,000食
		白米	127,700食	3,600食	うち学校配備　98,000食
		ドライカレー	40,000食		うち学校配備　19,000食
	3 おかゆ		14,000食	5,000食	
	4 副食	カレー	16,140食		
		深川丼の素	20,000食		
	5 粉ミルク	800g入	1,176缶		
	6 保存水	1.5ℓ	7,506ℓ		1.5ℓ 5,004本
生活必需品（30品目）	1 哺乳瓶		3,300本		
	2 加熱剤	1組4食分	73,600組		
	3 非常用食器セット		950ｾｯﾄ		
	4 割り箸		120,000膳		うち学校配備　33,000膳
	5 スプーン		2,500本		
	6 アルミ皿		39,000枚		うち学校配備　24,280枚
	7 ポリコップ		134,000個		うち学校配備　33,000個
	8 ポリ袋		6,900枚		学校配備
	9 ラップフィルム		700巻		学校配備
	10 ポリタンク	10ℓ	690個		学校配備
		20ℓ	310個		
	11 ビニールバケツ	3ℓ	20,000個		うち学校配備　9,900個
		18ℓ	142個		
	12 肌着	U首シャツ	51,000着		
		ブリーフ	25,500着		
		ショーツ	25,500着		
	13 さらし布		142反		学校配備
	14 生理用品		2,240袋		
	15 生理用ショーツ		12,000枚		
	16 紙おむつ	小人用	952袋		
		大人用	605袋		
	17 ローソク		5,113本		うち学校配備　1,380本
	18 マッチ		3,550個		学校配備
	19 石鹸		17,100個		
	20 タオル		51,100本		
	21 毛布		51,000枚	9,537枚	うち学校配備　39,640枚
	22 寝袋		8,000枚		
	23 ゴザ		51,000枚	14枚	うち学校配備　12,360枚
	24 簡易便器	紙ダンボール製	2,300組		うち学校配備　2,010組
		プラスチックダンボール製	1,420組		うち学校配備　1,340組
	25 仮設トイレ	テント式	164基		うち学校配備　153基
		パネル式	145基		うち学校配備　132基
		ラップ式	96基		うち学校配備　69基
	26 トイレットペーパー		4,824巻		学校配備
	27 ポケットティッシュ		89,600個		学校配備
	28 簡易風呂	（シャワー付）		4基	
	29 カーペット			8,025枚	
	30 クリスタルランプ			655個	

	品　名	（規　格）	区で購入	都から寄託	摘　　要
資機材関係（33品目）	1　炊飯器		11台		
	2　炊飯袋		120,000袋		
	3　造水機		2基		
	4　ろ水機	電動ポンプ式	69基		学校配備
	5　煮炊きバーナー兼暖房機		140基		学校配備
	6　自動給水分配機		2基		
	7　飲料用組立水槽		86個		うち学校配備　69個
	8　車積型給水槽		18個		
	9　ハンドマイク		40台		
	10 発電機		101台		うち学校配備　69台
	11 コードリール		204台		うち学校配備　138台
	12 ガソリン携行缶	10ℓ	155缶		うち学校配備　138缶
	13 ガソリン缶詰	一箱1ℓ×4缶	140箱		学校配備
	14 灯油缶詰	一箱1ℓ×8缶	70箱		学校配備
	15 照明器具	投光機	193台		うち学校配備　138台
		蛍光灯36W	534台		うち学校配備　402台
		懐中電灯	530個		うち学校配備　32,000個
		ヘッドランプ	192個		
	16 救助用ロープ		60本		
	17 テント	集会テント	40張		
		家庭用テント		50張	
		避難所用テント	350張		学校配備
	18 リヤカー		70台		うち学校配備　30台
	19 担架		21台		
	20 大工道具セット		16組		
	21 充電式多機能ラジオ		138個		学校配備
	22 乾電池	単一	400本		
		単二	400本		
		単三	400本		
	23 ゴムボート	6人乗　ポンプ付	3艇		
	24 ボート	FRP	20隻		
		8人乗　アルミ組立式	10隻		
	25 船外機		12台		
	26 丸ノコ		9台		
	27 チェーンソー		9台		
	28 ビニールシート		16,000枚		うち学校配備　3,800枚
	29 簡易ベッド		60台		
	30 災害用医療セット(約100人用)		5組		保健所及び4保健相談所に配備
	31 携帯型救急箱		5個		保健所及び4保健相談所に配備
	32 搬送袋		500袋		
	33 受水槽直結応急給水器材		68セット		学校配備

資料８　防災倉庫及び給水所等一覧

(1)　防災倉庫

施設名	所在地	面積
本庁舎防災倉庫	東陽４－11－28　区役所庁舎　２階	66.4 ㎡
	区役所庁舎　地下　１階	57.3 ㎡
	防災センター　１階	70.0 ㎡
清澄防災倉庫	清澄３－２－１	200.9 ㎡
平野防災倉庫	平野４－３－11	216.0 ㎡
富岡防災倉庫	富岡２－７－２	187.7 ㎡
富岡第二防災倉庫	富岡２－８－11	99.6 ㎡
東雲防災倉庫	東雲２－４－４－103　都営住宅　１階	52.0 ㎡
有明防災倉庫	有明２－３－５　有明スポーツセンター１階・地下１階	592.7 ㎡
潮見防災倉庫	潮見１－２－１　水辺と緑の事務所　１階	187.0 ㎡
千田防災倉庫	千田 21－14	267.7 ㎡
木場防災倉庫	木場３－９	54.0 ㎡
東陽第二防災倉庫	東陽３－１－２　東陽区民館　２階	201.7 ㎡
亀戸防災倉庫	亀戸２－１－21　民間住宅　１階	188.3 ㎡
亀戸第二防災倉庫	亀戸８－22－１　亀戸スポーツセンター　１階	111.7 ㎡
亀島防災倉庫	亀戸３－36－５　特別養護老人ホームカメリア１階	50.2 ㎡
総合区民センター防災倉庫	大島４－５－１　総合区民センター　３階	47.0 ㎡
大島防災倉庫	大島５－53－１－201　都営住宅　２階	197.0 ㎡
東大島防災倉庫	大島９－４－２－102　民間住宅　１階	152.8 ㎡
東大島第二防災倉庫	大島８－33－９　東大島文化センター別棟	121.4 ㎡
北砂防災倉庫	北砂５－20－14　北砂５丁目団地　２階	192.0 ㎡
東砂防災倉庫	東砂２－12－14　東砂小学校敷地内	202.0 ㎡
南砂防災倉庫	南砂６－８－３　南砂出張所　２階	244.2 ㎡
（仮称）豊洲防災倉庫（平成 27 年度完成予定）	豊洲２－２　豊洲シビックセンター内	200.0 ㎡（予定）
江東区中央防災倉庫（H27.8 完成予定）	塩浜１－３	864.0 ㎡（予定）

(2)　給水所及び応急給水槽

施設名	所在地	確保水量	3ℓを基準とした人数分
亀戸給水所	亀戸２－６－50　亀戸野球場内	20,000 ㎥	約 6,660,000 人分
豊住給水所	東陽６－１－８　豊住公園内	13,300	約 4,430,000
江東給水所	新砂３－６－17	22,000	約 7,330,000
有明給水所	有明３－１－８　東京都水の科学館内	6,600	約 2,200,000
南砂応急給水槽	南砂３－14－21　南砂三丁目公園内	1,500	約　500,000
辰巳応急給水槽	辰巳２－１　辰巳の森海浜公園内	1,500	約　500,000
大島小松川応急給水槽	江戸川区小松川１－７　都立大島小松川公園内	1,500	約　500,000

資料９　災害時における予報・警報等連絡系統図
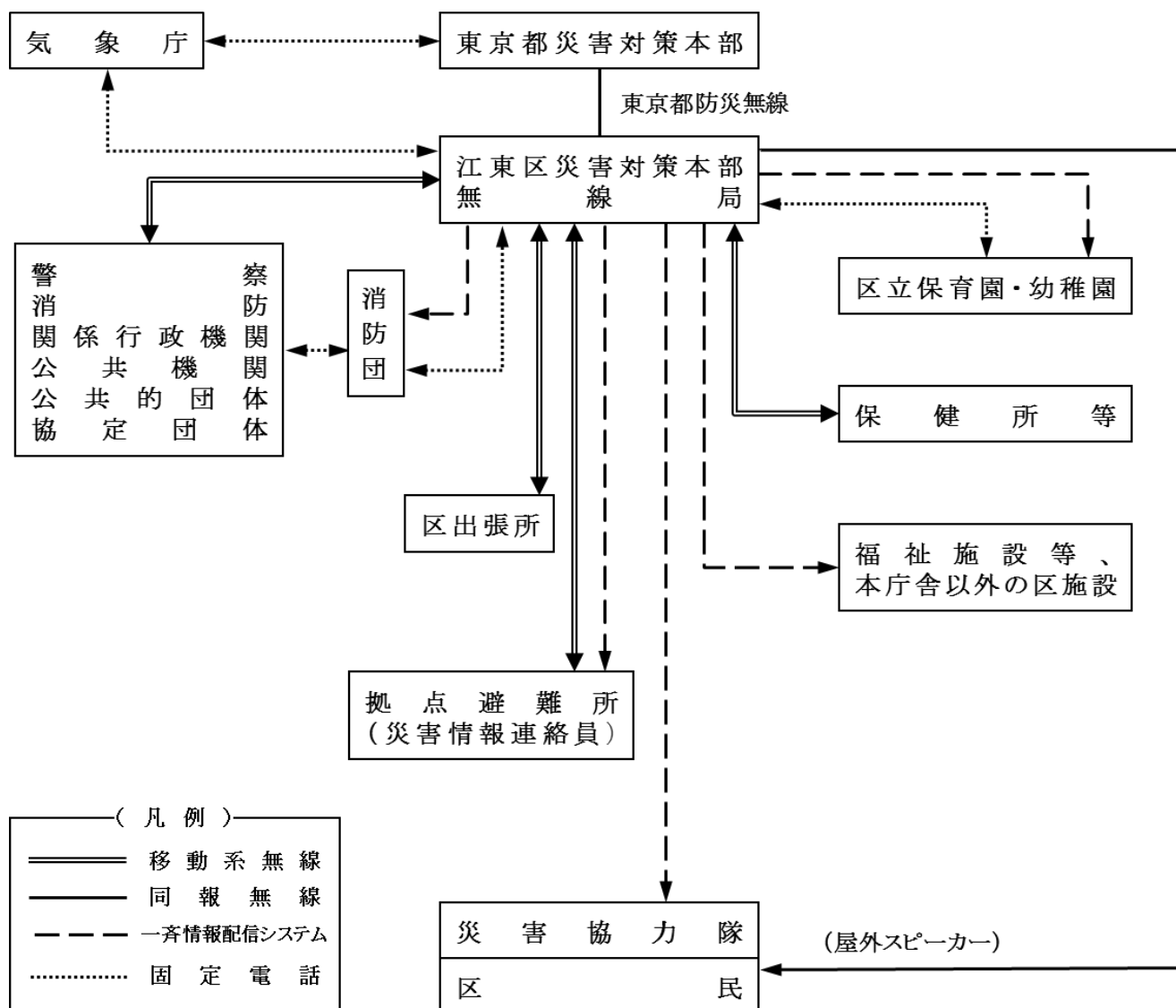
資料１０　関係機関一覧表

平成 26 年 7 月現在

機　関　名	所　在　地	電話番号
江東区役所	江東区東陽 4－11－28	(3647) 9111
総合区民センター	〃　大島 4－5－1	(3637) 2261
白河出張所	〃　白河 1－3－28	(3642) 4456
富岡　〃	〃　富岡 1－16－12	(3642) 8306
豊洲　〃	〃　豊洲 5－5－1－101	(3531) 6316
小松橋　〃	〃　扇橋 2－1－5	(5606) 5581
亀戸　〃	〃　亀戸 2－19－1	(3683) 3734
大島　〃	〃　大島 4－5－1	(3637) 2451
砂町　〃	〃　北砂 4－7－3	(3644) 2181
南砂　〃	〃　南砂 6－8－3	(3640) 5355
警視庁第七方面本部	江東区新木場 4－2－31	(3581) 4321
深川警察署	〃　木場 3－18－6	(3641) 0110
城東警察署	〃　北砂 2－1－24	(3699) 0110
東京湾岸警察署	〃　青海 2－7－1	(3570) 0110
海上保安庁東京海上保安部	江東区青海 2－7－11	(5564) 2021
陸上自衛隊第一普通科連隊	練馬区北町 4－1－1	(3933) 1161
東京消防庁第七消防方面本部	江東区森下 5－1－4	(3633) 0119
深川消防署	〃　木場 3－18－10	(3642) 0119
〃　有明分署	〃　有明 3－4－2　有明センタービル 2 階	(3529) 0119
〃　永代出張所	〃　永代 2－12－3	(3630) 0119
〃　豊洲出張所	〃　豊洲 2－2－23	(3531) 0119
〃　枝川出張所	〃　塩浜 2－5－2	(3647) 0119
〃　森下出張所	〃　森下 5－1－4	(3631) 0119

機　関　名	所　在　地	電話番号
城東消防署	江東区亀戸6－42－9	(3637) 0119
〃　東砂出張所	〃　東砂7－11－15	(3640) 0119
〃　大島出張所	〃　大島5－46－5	(3636) 0119
〃　砂町出張所	〃　北砂4－7－40	(3648) 0119
臨港消防署	中央区晴海5－1－27	(3534) 0119
江東区保健所	江東区東陽2－1－1	(3647) 5855
城東　保健相談所	〃　大島3－1－3	(3637) 6521
深川　〃	〃　白河3－4－3－301	(3641) 1181
深川南部　〃	〃　枝川1－8－15－102	(5632) 2291
城東南部　〃	〃　南砂4－3－10	(5606) 5001
(公社)江東区医師会	〃　東陽5－31－18　医師会館	(3649) 1411
(一社) 東京都江東区歯科医師会	〃　扇橋1－2－9　ヴェラハイツ扇橋1階	(3649) 0780
江東区清掃事務所	江東区潮見1－29－7	(3644) 6216
水道局東部第一支所江東営業所	江東区新砂1－7－2	(5633) 9053
下水道局東部第一下水道事務所	〃　東陽7－1－14	(3645) 9641
東日本電信電話㈱東京事業部東京東支店	江東区大島3－5－2　NTT城東ビル1階	(6828) 9184
東京電力㈱江東支社	〃　大島3－4－5	(6375) 2010
東京ガス㈱東部支店	〃　猿江2－15－5	(3633) 4993
交通局深川自動車営業所	江東区東雲2－7－41	(3529) 3322
関東地方整備局荒川下流河川事務所	北区志茂5－41－1	(3902) 2311
第五建設事務所	江東区亀戸2－10－7	(5875) 1435
江東治水事務所	〃	(5875) 1528
東京港建設事務所高潮対策センター	江東区辰巳1－1－33	(3521) 3013

資料１１　江東区災害協力隊地区別隊数一覧

平成 26 年 7 月 1 日現在

		災害協力隊数	隊 員 数	世 帯 数
深川地区	白　河　地　区	29 隊	1,265 人	16,783 世帯
	富　岡　　〃	29 隊	966 人	12,658 世帯
	豊　洲　　〃	60 隊	1,550 人	30,768 世帯
	小松橋　　〃	15 隊	658 人	11,623 世帯
	東　陽　　〃	23 隊	1,058 人	13,871 世帯
	小　　計	156 隊	5,497 人	85,703 世帯
城東地区	亀　戸　地　区	32 隊	1,329 人	23,069 世帯
	大　島　　〃	32 隊	1,318 人	22,828 世帯
	砂　町　　〃	49 隊	1,155 人	21,033 世帯
	南　砂　　〃	40 隊	1,164 人	14,845 世帯
	小　　計	153 隊	4,966 人	81,775 世帯
合　　計		309 隊	10,463 人	167,478 世帯

資料１２　拠点避難所の電話番号一覧表

平成 26 年 7 月現在

拠点避難所名	所　在　地	電　話	拠点避難所名	所　在　地	電　話
深川小学校	高橋 14－10	（3631）2209	辰巳中学校	辰巳 1－10－57	（3521）8581
八名川小学校	新大橋 3－1－15	（3631）2260	有明中学校	有明 2－10－1	（3527）8261
元加賀小学校	白河 4－3－19	（3641）0601	川南小学校	千石 2－9－12	（3647）0574
深川第一中学校	森下 4－9－22	（3631）3241	扇橋小学校	石島 18－5	（3647）0571
深川第六中学校	平野 3－6－13	（3642）4868	毛利小学校	毛利 2－2－2	（3631）1647
明治小学校	深川 2－17－26	（3641）0550	東川小学校	住吉 1－12－2	（3631）5508
臨海小学校	門前仲町 1－1－6	（3641）0403	深川第四中学校	千石 1－12－12	（3644）3077
越中島小学校	越中島 3－6－38	（3643）9650	深川第七中学校	毛利 1－14－1	（3631）5990
数矢小学校	富岡 1－18－7	（3642）0476	平久小学校	木場 1－2－2	（3644）0374
深川第二中学校	冬木 22－10	（3641）2877	東陽小学校	東陽 3－27－12	（3644）0406
深川第三中学校	越中島 3－7－1	（3641）5948	南陽小学校	東陽 2－1－20	（3649）3461
豊洲小学校	豊洲 4－4－4	（3531）7788	東陽中学校	東陽 2－1－8	（3645）2381
豊洲北小学校	豊洲 3－6－1	（3533）9862	第一亀戸小学校	亀戸 2－5－7	（3684）4300
東雲小学校	東雲 2－4－11	（3529）1451	第二亀戸小学校(※)	亀戸 6－36－1	（3684）4303
枝川小学校	枝川 3－5－3	（3644）4941	香取小学校	亀戸 4－26－22	（3684）4306
辰巳小学校	辰巳 1－11－1	（3521）1164	浅間竪川小学校	亀戸 9－22－4	（3684）4311
第二辰巳小学校	辰巳 1－1－22	（3521）3803	水神小学校	亀戸 5－22－22	（3681）1952
有明小学校	有明 2－10－1	（3527）5101	亀戸中学校	亀戸 9－2－2	（3681）0246
深川第五中学校	豊洲 4－11－18	（3531）7785	第二亀戸中学校	亀戸 4－51－1	（3681）7906
深川第八中学校	塩浜 2－21－14	（3647）0581	第三亀戸中学校	亀戸 1－12－10	（3684）4320

拠点避難所名	所　在　地	電　話	拠点避難所名	所　在　地	電　話
第一大島小学校	大島 2－41－4	（3684）4312	北砂小学校	北砂 1－3－36	（3649）3463
第二大島小学校	大島 3－16－2	（3684）4315	亀高小学校	北砂 5－20－16	（3640）5324
第三大島小学校	大島 9－5－3	（3681）9204	砂町中学校	北砂 6－16－28	（3644）3096
第四大島小学校	大島 6－7－8	（3681）9935	第四砂町中学校	北砂 5－20－17	（3644）0569
第五大島小学校	大島 8－40－13	（3681）5011	第二南砂中学校	南砂 1－2－18	（3699）1591
大島南央小学校	大島 4－18－5	（3636）2116	第二砂町小学校	東砂 7－17－30	（3640）5322
大島中学校	大島 8－12－22	（3684）4321	第三砂町小学校	南砂 6－3－13	（3646）4471
第二大島中学校	大島 3－27－18	（3685）1681	第四砂町小学校	南砂 2－13－18	（3644）0348
大島西中学校	大島 4－1－23	（3636）4591	第五砂町小学校	東砂 8－11－5	（3646）4474
砂町小学校	北砂 4－13－23	（3644）0703	南砂小学校	南砂 2－3－21	（3645）5008
第六砂町小学校	北砂 6－26－6	（3646）4462	第二砂町中学校	東砂 8－10－9	（3646）4464
第七砂町小学校	東砂 3－21－5	（3644）0543	第三砂町中学校	南砂 3－10－3	（3646）4477
小名木川小学校	北砂 5－22－10	（3644）2029	南砂中学校	南砂 2－3－20	（3649）2152
東砂小学校	東砂 2－12－14	（3648）5818			

（※）第二亀戸小学校は改築工事のため、平成 26 年度・27 年度については、拠点避難所の機能を青少年センターに移転する。

資料１３　被害状況報告用紙（第１号様式）

（第 1 号様式）

本表は災害発生後 4 時間以内に
報告ください（電話使用も可）

年　　月　　日現在

被 害 状 況 報 告 用 紙

協力隊名

隊 長 名

り 災 総 数	戸　数	戸	世帯数	世帯	人　員	人	備　考	
人 的 被 害	死　　　者	人						
	行　方　不　明	人						
住家の被害	全壊（焼）戸数	戸	世 帯 数	世帯	人　　員	人		
	流　失　戸　数	戸	世 帯 数	世帯	人　　員	人		
	半壊（焼）戸数	戸	世 帯 数	世帯	人　　員	人		
	浸水 床上 戸　数	戸	世 帯 数	世帯	人　　員	人		
	浸水 床下 戸　数	戸	世 帯 数	世帯	人　　員	人		
非住家の被害	全壊（焼）戸数	戸	流失戸数	戸	半壊(焼)戸　数	戸		
被　害　現　場　の　地　番								
応急措置経過報告又は要望事項								

資料１４　被害状況報告用紙（第２号様式）

（第２号様式）

年　　月　　日現在

被害状況報告用紙

協力隊名

隊 長 名

(1)

			戸　数	世帯数	人　員	被害金額
住家の被害	全壊（焼）		戸	世帯	人	円
	流　失		戸	世帯	人	円
	半壊（焼）		戸	世帯	人	円
	床上浸水	すでに減水した分も含めたもの	戸	世帯	人	円
		現在浸水中のもの	戸	世帯	人	円

(2)

人的被害	死亡者	人	食料の給与を要するもの	世帯　　世帯
	行方不明	人		人員　　人
	重傷	人		左下部(3)の世帯人員を含める。
	軽傷	人		
寝具衣料品を失ったもの	寝具を全部失ったもの	人		
	衣料品を全部失ったもの	人		

(3)

(1) のうち指定避難所を除き一般住居等に避難しているもの	
世帯数	世帯
人　員	人

備　考（災害による被害概要）

資料１５　区民部庶務班に対する被害状況通報系統図
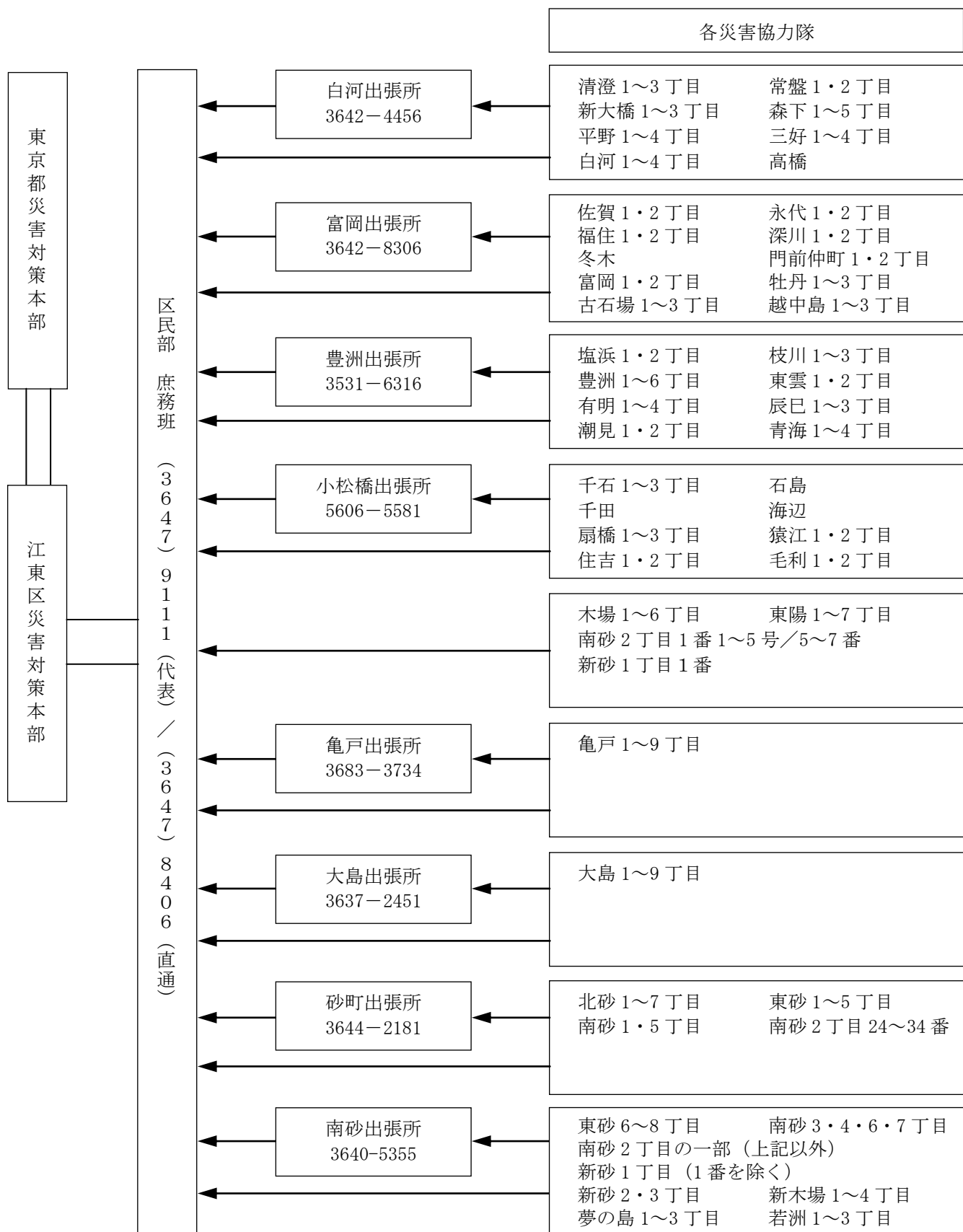
① 災害発生初期は、拠点避難所の災害情報連絡員に報告してください。
② 災害が沈静化し、被害の全容がおおむね明らかになったときは、区災害対策本部区民部庶務班へ報告してください。

資料１６　貸出用防災ビデオ等リスト

防災課貸出ビデオリスト

№.	対 象	種 別	タ イ ト ル	時間	内　　容	メディア
01	こども	アニメ	山古志村のマリと三匹の子犬	45 分	新潟県中越地震において、新潟県山古志村では多くの家屋が倒壊し、全村に避難命令が出されるほどの被害が発生しました。その被災地に取り残されながら強く生き抜いた犬の「マリ」と 3 匹の子犬たちの実話を基に、命の大切さや尊さを伝える、心温まる感動のアニメーションです。	DVD
02	こども	アニメ	地球が動いた日	78 分	阪神・淡路大震災によって、平和な家族やこどもたちが直面した、今まで考えられなかった悲しみと苦しみ。この惨状から、明日を見つめ希望を失わず、復興に向かって進む子ども達の姿を感動的に描いたアニメーションです。	DVD
03	こども	アニメ	僕はあの日を忘れない一月十七日阪神淡路大震災に学ぶ	24 分	阪神・淡路大震災を教訓に、地震の恐ろしさや悲しさを知り、備えの必要性と大切さを導き出し、地震防災への関心と習慣を育てるアニメーションです。	DVD
04	こども	アニメ	タイムスリップ 1923	15 分	発明好きのお祖父ちゃんが遺した自転車に乗っていた守は、地震のエネルギーで関東大震災の日にタイムスリップ。少年時代のお祖父ちゃんと出会い、町内の火事を皆の協力で消し止めたり、地震で注意すべきことを学んだりします。	VHS DVD
05	こども	アニメ	稲むらの火	21 分	1854（安政元）年、紀州有田郡広村を突然襲った津波から村人たちを救うために、収穫時期の稲むらに火を放って知らせた、浜口儀兵衛の実話に基づく感動の物語です。	DVD
06	こども	アニメ	じしんだ！ミーちゃんのぼうさいくんれん	12 分	猫のミーちゃんと大樹・大樹の両親は、“にゃんにゃん防災ランド”で地震についての教育を受けます。実際に地震の怖さを体験し、日頃の備えが大事だということを学びます。	DVD
07	こども	アニメ	とっとこハム太郎のとっとこ大事だ！！防災訓練	13 分	こども達に大人気のテレビアニメ「とっとこハム太郎」の主人公、ハム太郎とハムちゃんずが登場。火の恐ろしさや地震防災の大切さを分かり易く楽しく学べるアニメーションです。	VHS
08	こども	実写	まさかの時！！の自分のちからで生きのびられるように	36 分	天災に遭った時、救助の手が及ぶまでの生き残りは、自分の体力と知力によるしかありません。自分で生きのびるための工夫を詳しく紹介します。	VHS
09	中学生	実 写	地震と災害	20 分	自然がもたらす恩恵と災害について理解し、自然と人間の関わりについて総合的に考えます。中学校理科第 2 分野「自然と人間」「火山と地震」に対応。 ○地域の自然災害を知る ○地震はなぜ起こる ○地震と揺れ ○津波の発生の仕組みと災害 ○火山の仕組みと災害 指導：東京大学地震研究所助教授　吉田真吾／江東区立第二亀戸中学校教頭　宇田川功	VHS
10	中学生	実 写	大地の変化　第 2 巻 地震と地震にともなう現象	15 分	変化し続ける地球、地下に歪みとして蓄えられた地球内部のエネルギーを放出する地震を学習。地震の揺れ、大きさ、地震波の伝わり方、地震が起きる訳、震源までの距離、マグニチュードと震度、また地震による土地の変化として、断層、隆起の仕組みを学びます。	DVD

No.	対 象	種 別	タ イ ト ル	時間	内　　　容	メディア
11	中学生	実 写	中学校理科 DVD 「地震と津波」 1 地震と津波	15 分	地震の発生と地震による津波発生のメカニズムをシミュレーションし、津波が普通の波とは違うことや、津波の危険性を理解するとともに、日本での地震や調査研究を紹介。また、2004 年 12 月に発生したスマトラ沖地震・津波発生のメカニズムを、シミュレーションにより理解します。	DVD
12	中学生	実 写	中学校理科 DVD 「地震と津波」 2 津波	15 分	津波や地震に起因していることや、海底面の変化が海面に伝わることで津波が発生し、周囲に広がっていくことをシミュレーションなどで理解します。また、普通の波と津波の力などの違いを、水槽実験やシミュレーションなどによって理解します。	DVD
13	中学生	実 写	中学校理科 DVD 「地震と津波」 3 地震災害と防災	15 分	和歌山県に世界最古の津波堤防があります。この堤防が作られるきっかけは、津波から多くの人々を救った「稲むらの火」という物語の中に残っています。災害から身を守るためには、一人ひとりが災害の危険について正しく理解することであるということを学びます。	DVD
14	一 般	記録映像	震災の記録（Ⅰ）	26 分	過去の大地震における記録映像です。 ① 1923（大正 12）年：関東大震災（記録映像の断片/サイレント）、② 1946（昭和 21）年：南海大地震（ニュース映画）、③ 1948（昭和 23）年：福井大震災（短編映画）	DVD
15	一 般	記録映像	震災の記録（Ⅱ）	28 分	過去の大地震における記録映像です。 ① 1952（昭和 27）年：十勝沖地震（短編映画）、② 1964（昭和 39）年：新潟大地震（ニュース映画）、③ 1968（昭和 43）年：十勝沖地震（ニュース映画）、④ 1974（昭和 49）年：伊豆半島沖地震（ニュース映画）	DVD
16	一 般	実 写	揺れる列島－災害発生のメカニズム－	20 分	日本はなぜ揺れるのか。地震発生のメカニズム、日本列島のプレートの構造などを CG 映像で分かり易く解説します。	VHS DVD
17	一 般	実 写	地震・その時どうする！！	22 分	様々な場所で地震に遭遇した場合の対処法と、大切な日頃の備えを具体的に解説します。	VHS DVD
18	一 般	実 写	我が家の危機管理 1. 日頃の対策と心構え	15 分	阪神・淡路大震災、新潟県中越地震を検証し、日頃の対策と心構えを、実例を通して分かり易く解説します。	VHS DVD
19	一 般	実 写	我が家の危機管理 2. 被害者の体験から学ぶ	15 分	新潟県中越地震発生後の新潟県山古志村を取材し、被害者の体験を通して災害時・災害後の重要な対策を導き出していきます。	VHS DVD
20	一 般	実 写	地震防災　待ったなし！	21 分	いつどこで大地震が起きても不思議ではない日本列島。そこに住む私たちは、どのような備えをしてその日を迎えれば良いのでしょうか。最新の地震防災情報に基づき、命を守るための備えを示します。	DVD
21	一 般	実 写	大地震発生－大切な命を守るために－	22 分	大地震が発生したら冷静に行動できるのでしょうか。最新の研究データや能登半島地震、新潟県中越地震、阪神・淡路大震災の映像や体験談を教訓に聞き、迫り来る大地震に備えるための作品です。	VHS

No.	対 象	種 別	タ イ ト ル	時間	内　　　容	メディア
22	一 般	実 写	津波襲来　その一瞬が生死を分ける	22 分	津波は稀にしか起こらないので、警戒意識が薄くなりがちになり、誤解や認識不足も多いです。この作品では、津波の正しい知識を分かり易く伝えるとともに、私たちの心の油断に警告を発します。	VHS
23	一 般	実 写	水害発生　～命を守る日頃の備え～	22 分	まさかという場所で深刻な水害は起こっています。水害被害を防ぐためには、行政情報等を使いこなしながら行動することが大切です。この作品を通して、水害に対応するための意識のあり方を解説します。	VHS
24	一 般	実 写	住宅用火災警報器のいろは(取付け方法と取扱い)	19 分	住宅用火災警報器が設置済みの民家火災の実例を取材し、所轄消防署の所見と解説を交え、警報器設置の必要性を訴える作品です。	VHS DVD
25	一 般	実 写	心肺蘇生と AED の使い方ー救急車が来るまでにー	15 分	救急患者が心配停止になった時、一番重要なのは一次救命措置です。この作品で、心肺蘇生とＡＥＤの使用法を分かり易く解説します。	VHS DVD
26	一 般	実 写	助けるのはあなた　知っておきたい人工呼吸・心臓マッサージ法(家庭編)	30 分	赤ちゃんやお年寄りが食物をのどに詰まらせた、こどもが溺れた、交通事故に遭った…命を救うために一刻を争う時、あなたは何ができますか？救急車が来るまでに必要な手当ての方法を紹介します。	VHS
27	一 般	実 写	外国人のための地震対策　地震!!どうする…	10 分	言語や生活習慣等が異なり、地震の体験や知識がない都内在住外国人が、災害発生時にとるべき適切な行動を紹介。日本語・英語・中国語・韓国語を収録しています。	DVD
28	一 般	PC 用	地震…その時に備えて(避難編)	—	パソコン専用 CDーROM 地震に対して普段からどのような備えをしておくべきか、また、万一被災したときにどのような行動をとるべきかをガイドしています。	CD
29	一 般	PC 用	地震…その時に備えて(地域防災編)	—	パソコン専用 CDーROM 地震に備え、日頃から地域住民による協力体制を築くために参考となる、様々なアイデアが収録されています。また、地震に関する色々な知識を得ることが可能です	CD
30	一 般	PC 用	地震…その時に備えて(家庭防災編)	—	パソコン専用 CDーROM 大規模な地震災害時には家族の安全が第一。地震に備え、日頃から家族で話し合っておきたい、準備しておきたい内容が収録されています。	CD
31	一 般	PC 用	地震…その時に備えて(住宅耐震化編)	—	パソコン専用 CDーROM 住宅を耐震化することの重要性と、耐震化を行うに当たり知っておいていただきたい様々な知識を説明しています。	CD
32	一 般	PC 用	津波から命を守るために！	—	パソコン専用 CDーROM 津波への心得等を説明した作品です。	CD
33	一 般	実 写	その時、あなたはどうする！　緊急地震速報のしくみと心得	15 分	緊急地震速報は、地震による強いゆれを事前にお知らせすることを目指す新しいシステムで、平成 19 年 10 月から一般向けの提供が始まっています。この速報の活用例の紹介のほか、この情報に接したときの心得を説明しています。	DVD

No.	対 象	種 別	タ イ ト ル	時間	内　　　容	メディア
34	こども	アニメ	ちびまる子ちゃんの地震を考える－わが家の防災－	13 分	まるちゃんの家庭の防災を例に、どこの家でも考えておかなければいけない地震時の備えについて、分かり易く描いた作品です。	VHS
35	こども	アニメ	忍たま乱太郎の地震用心・火の用心	11 分	地震時の初期消火の大切さや、地域住民との協力の必要性を、分かり易く描いた作品です。	VHS
36	一 般	実 写	地震に備えて今やるべきこと　緊急地震速報が流れたらどうする？	23 分	緊急地震速報や「高層難民」「帰宅困難者」など新しい問題を踏まえながら、地震対策について考えていく作品です。	DVD
37	一 般	実 写	地域で減災！　あなたが力　みんなが力	24 分	減災の基盤として何より重要なのが、私たち自身の当事者意識です。「自助」「共助」の大切さを示し、地域防災への関心と参加意欲を呼び起こします。	DVD
38	一 般	実 写	地震だ！その時どうする？	18 分	震災から自分を守る、また家族や地域で助け合うために必要な対策について解説します。	DVD
39	一 般	実 写	ふせごう－家具等の転倒防止対策－	21 分	震災時には凶器にもなる家具の転倒に備え、防止対策を解説します。特典映像として防災度チェッククイズも収録。	DVD
40	こども	実 写	地震への備えが命を守る　緊急地震速報の音声が流れたら…	21 分	大地震が起こった場合に、こどもがその場所に応じて身を守る方法をクイズ形式で展開します。また、最近注目されている緊急地震速報への対応についても触れています。	DVD
41	こども	アニメ	サル太郎　地震には負けないぞ！	15 分	地震への知識や心構えは、幼児期の早いうちに身に付けさせることが大切です。動物たちを主人公にストーリーを展開し、地震から命を守る方法を、想像力を働かせながら考えられる教材です。	DVD
42	一 般	実 写	Be Alive　首都直下マグニチュード7.3	19 分	マグニチュード７程度の首都直下地震では、甚大な被害が想定されます。何をどうすれば自分たちが生き延びることができるかを、ある家族のドラマを通して学びます。	DVD
43	一 般	実 写	津波から生き延びるために知る･行動する	15 分	東日本大震災やスマトラ沖地震では地震よりも津波による被害のほうが甚大でした。津波から生き延びるための正しい知識と行動を、明治時代の三陸沖地震を例に解説します。	DVD
44	一 般	実 写	もし今､地震が起きたら	19 分	近年の地震被害に関する研究等をふまえ、今まで伝えられてきた地震等の心得が現在でも有効かどうかの検証と、今求められる地震時の心得、地震への備えを解説しています。	DVD

DVD の貸出を希望される方には、ポータブルプレーヤーの貸出も行っています。

【プレーヤーの特徴】

■７インチワイド TFT カラー液晶モニター内蔵

■オーディオ・ビデオコードにより、テレビやアンプへ接続可能

【貸出品】

本体、キャリングケース、取扱説明書、オーディオ・ビデオコード、リモコン、AC アダプター

※専用充電バッテリー（希望する場合のみ貸出）

江東区防災対策の現況について

平成 26 年 7 月

印刷物規格表第 1 類
印刷番号（26）24 号

編集発行

江東区
総務部危機管理室
防災課
江東区東陽 4-11-28
TEL.(3647)9111

印刷所　睦美マイクロ株式会社

本書は再生紙を使用しています。